

福井県地域防災計画

(石油類大量流出災害対策編)

平成 1 1 年 3 月作成

平成 1 3 年 2 月修正

平成 1 4 年 2 月修正

平成 1 5 年 5 月修正

平成 2 0 年 5 月修正

平成 2 3 年 1 2 月修正

令和 5 年 9 月修正

◇目 次◇

第1章 総則	1
第1節 計画の方針	1
第1 計画の目的	1
第2 計画の性格	1
第3 計画の構成	2
第4 細部計画および市町地域防災計画の作成	2
第5 計画の習熟	2
第6 計画の修正	2
第7 計画運用上の留意点	3
第2節 福井県の海域の状況	4
第3節 対象災害の特性および想定	9
第1 対象災害の特性	9
第2 対象災害の想定	10
第3 防除活動等のプロセス	10
第4節 ロシアタンカー「ナホトカ号」重油流出事故災害における応急対策	
活動の概要	11
第1 概要	11
第2 県の取組み状況	11
第3 災害対策活動等の状況〔平成9年4月30日現在〕	12
第2章 災害予防計画	13
第1節 「覚知」の充実強化	13
第2節 「初期評価」の充実強化	13
第3節 「海洋での防除」の充実強化	14
第4節 「沿岸部での除去」の充実強化	15
第5節 「回収油の輸送・処理」の充実強化	18
第6節 「環境対策」の充実強化	18
第7節 「風評対策」の充実強化	19
第8節 「補償対策」の充実強化	19
第9節 広域的相互応援体制の充実強化対策	20
第10節 その他の充実強化対策	20
第3章 災害応急対策計画	21
第1節 対応の基本的な考え方	21
第1 対応方針に基づく統一的処理	21
第2 自衛隊への応援要請	21
第3 海上災害防止センターの出動	21
第4 防除区域の分担	21

第2節	防災関係機関の処理すべき事務または大綱	23
第3節	各活動プロセスにおける対応	30
第1	覚知	30
第2	初期評価	31
第3	海洋での防除	48
第4	沿岸部での除去	50
第5	回収油の輸送・処理	57
第6	環境対策	58
第7	風評対策	60
第8	補償対策	61
第4節	情報の種類と対応の流れ	63
第4章	災害復旧計画	64
第1節	被害回復活動の推進体制の確立	64
第2節	被災事業者、住民の復旧支援	64
第1	相談センターの設置	64
第2	金融措置の実施	64
第3節	被災公共施設等の復旧	64
第4節	原因船舶の除去	64
第5節	事後の監視活動	65

第1章 総則

第1章 総 則

第1節 計画の方針

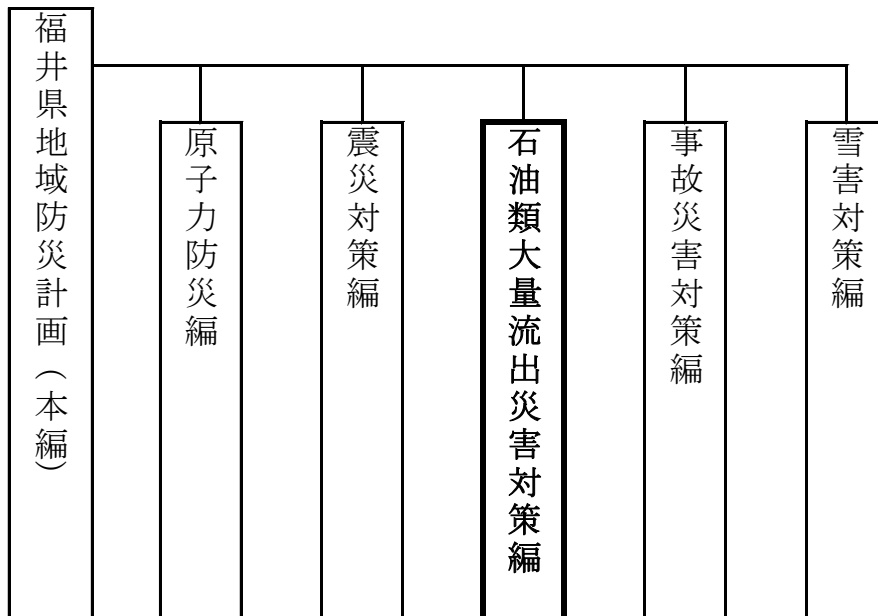
第1 計画の目的

この計画は、本県に重大な被害をもたらしたロシアタンカー「ナホトカ号」の重油流出事故災害（1997年1月発生）の教訓をもとにして、再びこのような災害が発生した場合に迅速かつ的確に対応し被害を最小限に食い止めることができるよう、国の防災基本計画等も踏まえて必要な施策を定めるものである。

第2 計画の性格

この計画は、流出した油により海洋のみならず沿岸においても重大な被害を被る可能性があること、迅速かつ的確な処理にあたっては専門的な知識、技術、資機材が必要であること、災害の規模によっては県、市町、海上保安部をはじめとする防災関係機関や地元住民、外部からのボランティアも加わった総力戦となることから、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条の規定に基づき作成された「福井県地域防災計画」の「石油類大量流出災害対策編」として福井県防災会議が作成する計画であり、この計画に定めのない事項については「福井県地域防災計画（本編）」に準拠するものとする。

なお、本計画は、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に基づく石油コンビナート等防災計画の対象区域を除くものとする。



第3 計画の構成

本計画は以下の4章で構成される。

章 名	主 な 内 容
第1章 総則	○計画の方針 ○福井県の海域の状況 ○対象災害の特性および想定 ○ロシアタンカー「ナホトカ号」重油流出事故災害における応急対策活動の概要
第2章 災害予防計画	○災害応急対策活動をさらに迅速かつ的確に遂行するために今後取り組む対策
第3章 災害応急対策計画	○対応の基本的な考え方 ○防災関係機関の処理すべき事務 ○各活動プロセスにおける対応 ○情報の種類と対応の流れ
第4章 災害復旧計画	○被害を被った県民、事業者、施設の復旧に係る対策

第4 細部計画および市町地域防災計画の作成

この計画に基づく諸活動を行う際に必要な細部の活動計画等については、必要に応じ県および防災関係機関においてあらかじめ定め、対策の円滑な推進に努めるものとする。

市町地域防災計画（石油類大量流出対策関係）の作成にあたっては、この計画を基準とし、特に必要な事項については各市町においてさらに具体的な計画を定めるものとする。

第5 計画の習熟

この計画を円滑かつ的確に運用するため、県、市町および防災関係機関は平素から研究、訓練等の方法により計画の習熟に努めるとともに、この計画の内容について県民、民間団体の十分な理解と協力が得られるよう広く普及を図るものとする。

第6 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第40条第1項の規定に基づき毎年検討を加え、国の防災基本計画の修正が行われた場合など、修正する必要があると認めるときはこれを修正するものとする。

防災関係機関は、修正を必要とする場合は修正事項を福井県防災会議（事務局：危機管理課）に提出する。

第7 計画運用上の留意点

この計画の運用にあたっては、「海洋汚染等および海上災害の防止に関する法律」、「油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画」、海上保安庁が定める排出等油防除計画ならびに防災業務計画と矛盾し、または抵触することのないよう留意するものとする。

第2節 福井県の海域の状況

(1) 概況

当海域は、福井県、京都府、兵庫県、鳥取県および島根県の1府4県沖合の日本海西部海域で、その海岸線の長さは1,800キロメートルに及ぶ。この海岸線は景観に恵まれ、越前加賀海岸国定公園、若狭湾国定公園、丹後天橋立大江山国定公園、山陰海岸国立公園、大山隠岐国立公園に指定されている。

当海域の沿岸には、主要港（特定港）として福井港、敦賀港（福井県）、宮津港、舞鶴港（京都府）、境港（鳥取県）、浜田港（島根県）の計6港が存在する。

西部地区の境港および東部地区の福井港は、石油配分企業がタンク多数を有し、各地区への石油配分の基地となっており、また、福井港には、国家石油備蓄基地がある。

(2) 油保管施設の状況

当海域の沿岸には、容量500キロリットル以上の油等保管施設で、油濁防止緊急措置手引書備え置き義務施設は104施設（うち本県内に53）、有害液体汚染防止緊急措置手引書備え置き義務施設は15施設（すべて本県内）あり、そのうち48施設が石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に基づく、石油コンビナート等特別防災区域（以下「特別防災区域」という。）に指定されている福井地区にある。

また、福井地区の国家石油備蓄基地では、約342万キロリットルの原油が備蓄されている。

(3) 係留施設の状況

当海域における総トン数150トン以上のタンカーが着棧する係留施設で、油濁防止緊急措置手引書備え置き義務施設は54施設（うち本県内に8）、有害液体汚染防止緊急措置手引書備え置き義務施設は3施設（すべて本県内）ある。

(4) 船舶交通の状況

当海域の主要航路は、第九管区の猿山岬、および第八管区の経ヶ岬、隠岐海峡、出雲日御碕ならびに第七管区の川尻岬をそれぞれ結ぶ線の沖合にあり、船舶交通は、経ヶ岬沖および出雲日御碕沖に集中しているが、この2海域は好漁場でもあって、漁船の操業が活発で、船舶交通が輻輳している。

(5) 海難の発生状況

当海域における最近3か年（平成16年～18年）の要救助海難発生隻数は、年間

120隻前後で、これを海難種類別にみると油等の排出を伴うおそれのある衝突、乗揚げおよび転覆が全体の約半数を占めている。

(6) 海洋汚染の発生状況

当海域における最近3か年間の油等による海洋汚染の発生状況は、排出源別にみると船舶に係るものが多く、陸上保管施設に係るものは少ない。また、船舶に係るものを原因別にみるとバルブ操作の誤り等器具類の取扱い不注意によるものおよび故意排出等によるものが多く、全体の約半数以上を占めている。

(7) 気象・海象の状況

① 気象の状況

ア 気温

年間平均気温を気象表（場所：敦賀、舞鶴、鳥取、境、西郷、浜田）で見ると13～15度である。月平均の最高気温は8月に現われ、敦賀27.0度、西郷で25.7度、その他は26度台である。月平均の最低気温は境、舞鶴および敦賀は1月に現われ、3.0度～4.0度で、浜田、西郷および鳥取では1月と2月は同温で浜田は5.5度、西郷と鳥取は3.7度である。月平均気温の最高と最低の年較差は鳥取、舞鶴および敦賀で約23度、西郷と境で約22度、浜田で約20度である。

イ 風向

冬季は西高東低の気圧配置に伴う北西の季節風が卓越する。3月に入ると季節風がしだいに衰え、4月ともなると南寄りの風がしだいに増加する。夏季は一般に南東～南の風が多いがそれほど強くなく、沿岸において局地風や海陸風の起きる所もある。

隠岐諸島付近では、時として、俗に「おちぎた」という北寄りの強風が吹く。

これは、冬季、上層に寒気が進入したとき、日本海西部に発生した副低気圧（主低気圧の圏内に発生する小低気圧）が東南東へ進んで隠岐諸島付近を通過する際の北寄りの突風で、短時間ではあるが異常に強いことがある。

ウ 風速

日本に強風をもたらすものには低気圧、台風および前線の三つがある。

冬季の強風は、低気圧の通過に伴う北西季節風の影響も加わって非常に強くなることがあり、風速は陸上で15～20メートル/秒、沿岸および海上では30～40メートル/秒に達することもある。この強風は台風に比べて吹く範囲が広いこと、吹き続ける時間が長いこと、急に吹き始めることなどが特徴である。

春季の強風は、北西の強風および太平洋高気圧から日本海を通る低気圧に吹き込む南寄りの強風があり、この風はフェーン現象を起こすことがある。

夏季の強風は、台風および発達した低気圧によるものが殆どである。

秋季の強風は、日本の北方または北日本を東へ進む発達した低気圧から、南西方へ延びる強い寒冷前線が通過することによって起きる。前線の東側では強い南西の風が吹き、西側では強い北西の風が吹いて気温が急に降下する。しかし、冬季の季節風のように長続きせず、半日ぐらいで治まる。

エ 霧

日本海の霧は、日本海の表面を吹走する太平洋高気圧からの暖湿気塊や、オホーツク海高気圧からの冷湿気塊とリマン海流や対馬暖流などの寒・暖流との相互作用によって発生する。霧の発生日数は、冬季は極めて少なく、春季にはやや増加し、夏季になると発生日数は最大となり、秋季になると減少していく。

沿岸や港湾に発生する霧は、対馬暖流や河川水による海面水温の変化、港湾をめぐる地形の影響により、外洋の霧よりも複雑である。管内の霧の多発地域として経ヶ岬～舞鶴湾が有名である。気象表（場所：敦賀、舞鶴、鳥取、境、西郷、浜田）から霧の年間発生日数を見ると、舞鶴（10月と11月が特に多い）が約31日と最も多く、西郷と境が10～13日、浜田、鳥取および敦賀が1～3日と極めて少ない。

オ 降水量

年間降水日数を気象表（場所：浜田、西郷、境、鳥取、舞鶴、敦賀）で見ると、敦賀が最も多く約170日、境、鳥取および舞鶴は約150日、西郷は約140日、浜田が最も少なく約130日である。年間降水量も敦賀が最も多く約2400ミリメートル、境および鳥取は約1900ミリメートル、浜田、西郷および舞鶴で約1700ミリメートルである。四季別の降水日数は西郷、境、鳥取、舞鶴および敦賀では年間降水日数の約50パーセントが冬季に現れている。浜田では大きな特徴は見られない。

② 海象の状況

ア 潮流

管内の潮汐は満潮と干潮の潮差が小さいため、各港湾の潮流は弱く0.2ノット以下が多く、0.5ノットを超えることは稀である。ただし、境港においては地形の影響により、1ノットを超える東流が見られる。

イ 海流

日本海の流れは、シベリヤ沿岸に沿って南下する寒流系のリマン海流と、対馬海峡を通過して東流する暖流系の対馬暖流とがあり、管内沿岸域の海況は対馬暖流の離接岸や強弱により大きく影響される。

ベクトル平均速度・安定度で流れの方向を見ると、管内の沿岸沿いは四季を通

じて東方の流れが比較的安定しているが、沖合では流れの方向にバラツキがあるため安定度が悪い。流速を見ると、暖流域の勢力が強まる夏季が冬季に比べ流速は強い。

一般に、対馬暖流の流速は夏季は1～2ノット、冬季は1ノット前後の流れがある。

ウ 海水温度

海水の表面水温は気温と同様に日変化および月変化が見られる。日変化はその日の気象条件により大きく左右されるが、最高水温は15時頃、最低水温は6時頃に現われる。

月変化の最高水温は8月頃に、最低水温は2月頃に現われる。水温の最大値は7月と8月に30度台、水温の最小値は1月と2月に5度台である。

エ 波高

日本海における高い波は冬季に発生することが多く、これは低気圧と北西季節風の影響によるもので、この場合の低気圧の移動速度は20～30メートル/秒、風速は20メートル/秒程度で発生する風浪の周期は12秒以下、波高は約8メートルを超えることもある。春と秋には波は低く継続時間も短い、局地的な風によって沿岸部に高い波が発生する。

夏には台風時を除いて一般的に静穏な日が続く。日本海沿岸の平均波高は0.6～1メートルで周期は7秒である。

2メートル以上の波高が続く日数は、台風で約1日、低気圧で約3日程度である。

カ うねり

太平洋側のような大きな「うねり」は認められず、低気圧の通過後に「うねり」が残ることがあるが、消滅は早い。

キ 潮汐

太平洋沿岸や有明海の潮の干満差は1～3メートルと大きい、日本海沿岸の潮の干満差は大潮時で30～40センチメートル、小潮時で10センチメートル前後と小さく、干満差が1メートルを超えることはない。福井県の三国、京都府の舞鶴および島根県の浜田の各月の平均潮位は3ヵ所とも各月の差は小さくほぼ同じぐらいの潮位である。月変化を見ると最高潮位は8月か9月に、最高、最低潮位は3月に現われ、その年較差は約40センチメートルと小さい。舞鶴験潮所における過去の最高潮位はジェーン台風（昭和25年9月3日）の時に海図の基準面上112センチメートルを記録した。一方、最低潮位はシベリヤ高気圧（昭和39年4月8日）の影響で海図の基準面下74センチメートルを記録した。

(8) 漁業の状況

当海域における漁業は、沖合域においては大陸棚が大きく広がり、加えて対馬暖流による冷水性の渦動域の形成や、這い上がり冷水の存在により、あじ、さば、いわし等の好漁場が形成され、大・中型まき網および沖合底びき網漁業が活発である。

一方、沿岸域は、海岸線が複雑に形成されており、天然の良港に恵まれ、あわび、さざえ、いわのりをはじめとする磯根資源が豊富であり、また、天然礁が多数存在し、さし網、小型定置網漁業が盛んである。

(9) 海域の周辺環境

山陰沿岸・若狭湾海域（島根県、鳥取県、兵庫県、京都府、福井県）海岸線は、西部から大山隠岐国立公園、山陰海岸国立公園、若狭湾国定公園および越前加賀国定公園に指定されるなど観光資源に恵まれ、また鳥獣保護区も設定されており、海水浴場については160ヶ所程ある。

また、発電所については、原子力7ヶ所、火力6ヶ所が存在する。

第3節 対象災害の特性および想定

第1 対象災害の特性

海洋に流出した石油類による影響は、発生海域、時間の経過、油種、油量、海象などの多くの要素によって決まるが、その対策のために最も重要な対象災害の特性（油種による対応方法および流出油の経時変化）を整理する。

(1) 原油

- ① 原油は、種類によって性状に大きな差異があり、軽質油では一般的にはC12付近までの部分が原油ガスとして早期に蒸発する。このガス成分には引火・有毒性があるため非常に注意しなければならない。

このため、必要に応じ当初は流出源の風下に危険海域を設定し、二次災害の防止に努める。ここには防爆型船舶以外の立入りを禁じる等の措置が必要である。

時間が経過しガスがなくなるとC重油と似た油種となる。

- ② 防除資機材としては、風化する前の状態であれば油回収船「あすわ」等の法定のもので効果が期待できる。しかし、風化が進むとC重油と同じ対応となる。

(2) C重油

- ① C重油は、原油からプロパン等のガス、ガソリンおよび灯油等を取り除いた残りの油から更にA重油と呼ばれる軽い成分を取り除いた最後に残った油カスのようなものであって、大型船舶や火力発電所の燃料として使われている。

このC重油は、海に流れて波で攪拌されると、海水と混じり合い、油中水型エマルジョン（油の分子中に海水が入った状態）となり、丁度バターのようなになる。このような状態を風化するかエマルジョンとか呼び、油の容積も大体3倍に膨張することが経験的に判っている。

- ② 海上に流出し間もないまだ風化していないC重油と、既に風化している油では対応が異なる。すなわち油の流動点が海水温度に比べ十分に高い場合とそうでない場合によって法定の回収船や資機材では対応できない場合がある。

後者の場合、油は固形状になっていることが予測されるため、液体としての回収はできず、バケットグラブを装備したガット船等による掴み取りの回収が有効である。

(3) ガソリン

- ① 海上に流出した場合、ガソリンの引火点は0度以下のため、引火の危険性が高く、過去の事例では爆発により大惨事になったこともある。更に、早期に拡散、蒸発するため、その対応には非常に注意を払わなければならない。

- ② 基本的には、引火による爆発を防止するため、風下側に危険海域を設定し、一定の時間帯住民の避難、火気に対する注意を喚起するほか、場合によっては住民に対

し避難を勧告するなど二次災害の発生の防止を図る。

やむを得ず防除活動の必要がある場合は、風上側から放水による拡散促進、または消火泡により油面を被覆する等、引火性ガスの大気拡散を抑制する。

(4) ケミカル類

- ① 海上に流出した場合の変化は、種類により浮上、沈降、水中浮遊とさまざまである。多くの場合、引火または有毒性の危険があり、更に複数のケミカルが混じり合うと反応し合うこともあり、その都度専門家等による確認を要する。
- ② 変化および特性に合わせ、専門家の指示による対応を取る。

第2 対象災害の想定

(1) 発生時期

被害の拡大する地域がもつとも広くなり、また海洋および沿岸とも防除活動が最も困難な時期として、冬季を想定する。

(2) 流出した油の種類

本県に直接影響を及ぼした過去2度にわたる油流出事故の例および日本海を航行するタンカーの実情から、原油もしくはC重油とする。

(3) 被害の範囲

海洋および沿岸それぞれにおいて、防災関係機関が調整を行いながら、連携して防除措置を講じなければならない程度の量とする。

(4) 被害の範囲

流出した油により広範囲にわたり漁業資源、工業プラント、海岸への被害が発生し、もしくは発生するおそれがある場合を想定する。

第3 防除活動等のプロセス

流出油については、油の流出通報から回収・処分までの防除活動と、被害の現状回復のための対策があり、以下のプロセスに分かれる。

(1) 防除活動

防除活動は、一般的には時間の経過に伴って「覚知、初期評価、海洋での防除、沿岸部での除去、回収油の輸送・処理」の各段階に分かれるが、流出規模が大きくなると海洋・沿岸等の防除（除去）を同時並行で実施する場合は通例となる。

(2) 被害の現状回復

流出油による環境、経済的被害に対する現状回復対策は、「環境対策、風評対策、補償対策」があるが、いずれも防除活動と並行して実施する必要があるが、また、防除活動の終了後も引き続き行う場合は通例である。

第4節 ロシアタンカー「ナホトカ号」重油流出 事故災害における応急対策活動の概要

第1 概要

平成9年1月2日に島根県隠岐島の北北東約106キロメートルの海域で、ロシア船籍のタンカー「ナホトカ号」の船体が折損し、積載していたC重油約19,000キロリットルのうち、推定約6,240キロリットルの重油が折損したタンクから流出した。

折損により、船首部が脱落し推定約2,800キロリットルの重油を積載したまま、1月7日に本県三国町の安島沖に着底した。

流出した油は、冬の北西の季節風等により、1月7日に三国町に、1月21日には河野村に漂着し、県内沿岸12市町村全てに重油が押し寄せ、漁業被害および風評被害等をもたらした。

このため、県においては、1月7日に災害対策本部を設置し、関係市町村および国の関係機関との緊密な協力の下、24時間体制で情報収集や対策に当たるとともに、自衛隊や関係漁協、さらには、大勢のボランティアの方々等の応援を得て応急対策を実施した。

第2 県の取組み状況

- 1月3日 第八管区海上保安本部から流出油についての注意喚起通報受信
- 1月4日 タンカー油流出事故庁内連絡会議の設置
- 1月7日 福井県災害対策本部の設置（三国町安島沖に船首部着底）
- 1月9日 陸上自衛隊へ災害派遣要請
ボランティア窓口の設置
- 1月14日 関係各省庁および政党へ1府5県による共同要望
- 1月15日 （船首部の油抜き取りのための仮設道路建設作業開始）
- 1月16日 環境保全技術対策プロジェクトチームの設置
- 1月20日 緊急特別資金の創設
- 1月27日 油流出事故災害補償対策プロジェクトチームの設置
- 2月2日 重油回収技術対策連絡会の設置
- 2月11日 福井県イメージアップ緊急対策連絡会の設置
- 2月17日 油流出事故災害義援金活用策に関するワーキンググループの設置
- 2月18日 関係各省庁および政党へ1府8県による共同要望
- 2月20日 海岸部漂着油の除去に関する標準的指針の発表
- 2月25日 （船首部の油抜き取り作業終了）
- 3月4日 陸上自衛隊撤収要請
- 3月31日 国際油濁補償基金に一次分の補償請求
ボランティア受付終了

- 4月20日 (船首部の撤去終了)
 4月30日 福井県災害対策本部の廃止
 福井県タンカー油流出事故被害回復推進会議の設置

第3 災害対策活動等の状況 [平成9年4月30日現在]

(1) 県手配の資機材配備状況	オイルフェンス配備延長	21,720メートル
	ドラム缶	70,152本
	ひしゃく	11,404本
	胴長靴	3,442着
(2) 流出油回収作業	油回収人数(ボランティア含む)	162,050人
	流出油回収量	17,911.3キロリットル
(3) ボランティア活動(受付者のみ)		90,018人
(4) 自衛隊(回収人員のみ)		5,517人
(5) ヘリコプター等による調査		930回
(6) 回収船等の出動		5,567隻
(7) 県への災害義援金	件数	8,011件
	金額	703,221,284円
(8) 県への義援物資	件数	2,294件

第2章 災害予防計画

第2章 災害予防計画

石油類大量流出事故による本県への被害を最小限に食い止めるために、県、市町および関係防災機関が予め備えるべき減災対策としての措置を定める。

第1節 「覚知」の充実強化

油流出発生に関する情報を迅速かつ的確に防災関係機関が共有化するためには、情報伝達について、県および敦賀海上保安部がその手段と系統をあらかじめ定めておくとともに、流出油の経時変化について日頃から防災関係機関との間で意見交換を行い、情勢判断に関する意識統一に努める。

(1) 油流出情報伝達の習熟

油流出情報伝達系統図に位置づけられた防災関係機関は、敦賀海上保安部を起点とする連絡系統を職員に周知するとともに、伝達機器の習熟に努める。

(2) 情報伝達機器の整備

油流出発生情報の伝達においては、原則としてFAXを用いることとしているが、送信を繰り返すうちに読みとりが困難になることが指摘されていることから、各防災関係機関は電子メール等迅速かつ的確な情報伝達機器の検討および整備に努める。

第2節 「初期評価」の充実強化

初期評価を更なる的確に行うためには、流出油災害についての基本的な知識を持つ人材の育成、漂流油の現状を迅速かつ的確に把握するための手段や防災関係機関との連携体制の充実、海域および沿岸の自然環境の事前把握が必要である。そこで、県、敦賀海上保安部、市町およびその他の防災関係機関は、以下の対策を推進する。

(1) 海上災害防止センターが実施する海上防災研修への参加

県、市町および各漁業協同組合は、職員を継続的に（一財）海上災害防止センターが実施する海上防災研修に派遣し、人材の育成に努める。

(2) デジタルカメラおよび電送手段の整備ならびに習熟

海洋の流出油の状況を迅速かつ的確に伝達することができるよう、敦賀海上保安部および県は、デジタルカメラ、パソコンおよび携帯電話等による写真の電送手段の整備に努める。また、的確に使用できるよう日常業務での使用および訓練等を通じて習熟を図る。

(3) 流出油の現状把握に関する防災訓練の実施

流出油の現状把握には、敦賀海上保安部を中心に、県、海上自衛隊、航空自衛隊が当たることから、これらの機関相互の連携が的確になされるよう、敦賀海上保安部はこれらの機関と共同で流出油の現状把握に関する防災訓練を実施する。

(4) 流出油海洋防除連絡会議の定期的開催

海洋での防除方針を決定するに当たっては、敦賀海上保安部が流出油海洋防除連絡会議を開いて構成機関相互の意思の統一を図ることから、災害発生時にこれらの機関との意思の疎通が円滑に図られるよう、敦賀海上保安部は流出油海洋防除連絡会議を定期的に行い、連携体制の強化を図る。

(5) 気象庁の行う油漂流予測の活用体制の整備

気象庁では、風向、風速、波、海流等の数値予報を応用した流出油の漂流予測を開始する予定であり、県および敦賀海上保安部は、福井地方気象台によるこの予測を初期評価の充実に積極的に活用できる体制を整えていく。

(6) 海域の自然的・社会的・経済的諸情報の収集・整理

事前に海域の自然的・社会的・経済的諸情報（水質、底質、漁場、養殖場、工業用水等の取水口、海水浴場、鳥類の渡来・繁殖地、海岸植生、史跡名勝天然記念物等に関する情報）が一元的に把握されていることは、初期評価の迅速かつ的確な実施に極めて有効である。そこで、県および敦賀海上保安部は、市町、各漁業協同組合、その他管轄（管理）区域を持つ防災関係機関の協力を得て、これらの情報の収集・整理および一元化に努める。

第3節 「海洋での防除」の充実強化

海洋での防除をさらに的確に行うためには、海洋での油防除に関する基本的な知識を持つ人材の育成、流出油の監視および回収船等の誘導を迅速かつ的確に実施するための手段や防災関係機関相互の連携体制の充実、回収船や防除資機材の調達体制の確立等が必要である。そこで、県、敦賀海上保安部、市町およびその他の防災関係機関は、以下の対策を講じていく。

(1) 海上災害防止センターが実施する海上防災研修への参加

県、市町および各漁業協同組合は、職員を継続的に（一財）海上災害防止センターが実施する海上防災研修に派遣し、人材の育成に努める。

(2) デジタルカメラおよび電送手段の整備ならびに習熟

海洋での流出油の状況および防除作業の状況を写真に撮り、それを迅速に電送することができるよう、敦賀海上保安部および県は、デジタルカメラ、パソコンおよび携帯電話等による写真の電送手段の整備に努める。また、的確に使用できるよう日常業務での使用および訓練等を通じて習熟を図る。

(3) 海洋での防除に用いる防除資機材の確保およびデータベース化

海洋での防除に当たっては、油の拡散を防止するための資機材（オイルフェンス、集油ネット等）、油を機械的に回収するための資機材（油回収船、油回収装置等）、油を物理的に回収するための資機材（油吸着材、油ゲル化剤等）、油の分解を促すための資機材（油処理剤）、応急的・補助的に回収するための資機材（ひしゃく、たも、

バケツ等)、回収した油を一時貯留するための資機材(ドラム缶等)、これらの資機材を輸送する船舶・車両、活動を記録するためのカメラ等数多くの資機材が必要となる。

これらを災害発生時に迅速かつ的確に確保するために、敦賀海上保安部、県、市町および漁業協同組合は連携して必要な資機材を備蓄するとともに、資機材を保有する機関や事業者からの調達が円滑に行える体制を整備していく。さらに資機材の保有状況のデータベース化を図っていく。

(4) 海洋での防除に係る訓練の実施ならびに訓練結果の評価を踏まえた体制の充実

海洋での防除活動には、空中から流出油の監視・回収船等の誘導を行う機関(敦賀海上保安部、県、航空自衛隊等)、海洋で油を回収する機関(敦賀海上保安部、(一財)海上災害防止センター、漁業協同組合、海上自衛隊等)、作業者の安全・健康の保持を支援する機関(県、県医師会等)、情報伝達を支援する機関(N T T、北陸総合通信局等)等、多数の機関が当たることから、これらの機関相互の連携が的確になされるよう、敦賀海上保安部は海洋での防除に係る防災訓練(図上訓練を含む。)を定期的実施し、県をはじめとする防災関係機関は積極的に参加する。また、訓練結果については、十分な分析・評価を行い、その後の体制の充実に資する。

(5) 油回収処理方法に関する知識の周知

県および敦賀海上保安部は「重油回収にかかる技術対策および技術情報について」に基づき、油の回収技術について職員への周知に努める。また、回収油の分別収集の実施についてその徹底に努める。

(6) 京都府、石川県との事前調整の実施

流出油による影響が隣接する京都府や石川県にも及ぶ場合、他府県防災ヘリコプターへの応援要請、自衛隊への災害派遣要請等において両府県と連携をとる必要が出てくる。そこで、県は両府県と定期的な情報交換等を行い事前の調整を図っていく。

(7) 油処理剤使用に関する漁業関係者との情報・意見交換の実施

油処理剤の使用に当たっては、環境への影響を考慮して慎重を期す必要があり、このため県および敦賀海上保安部は、漁業関係者を中心に油処理剤使用に関する情報交換や意見交換を十分に行う。

(8) 油処理剤等の調査研究

油処理剤やバイオによる流出油の防除は、最も簡単で効果的な場合が多いが、環境に与える影響等が十分に解明されていないことから、県および敦賀海上保安部は油処理剤等についての調査研究に努める。

第4節 「沿岸部での除去」の充実強化

沿岸部での除去を更なる的確に行うためには、沿岸部での除去に関する基本的な知識を持つ人材の育成、流出油の除去を迅速かつ的確に実施するための体制の充実、防除

資機材の調達体制の確立等が必要である。そこで、県、市町、漁業協同組合およびその他の管轄（管理）区域を持つ防災関係機関は、以下の対策を講じていく。

(1) 海上災害防止センターが実施する海上防災研修への参加

県、市町および各漁業協同組合は、職員を継続的に（一財）海上災害防止センターが実施する海上防災研修に派遣し、人材の育成に努める。

(2) デジタルカメラおよび電送手段の整備ならびに習熟

「沿岸部」の流出油の状況を写真におさめ、それを迅速に電送することができるよう、県、県警察本部および市町はデジタルカメラ、パソコンおよび携帯電話等による写真の電送手段の整備に努める。また、的確に使用できるよう日常業務での使用および訓練等を通じて習熟を図る。

(3) 沿岸部での除去に用いる防除資機材の確保およびデータベース化

沿岸部での除去に当たっては、バキュームカー、クレーン、回収ネット、プリーツネット、オイルフェンス、油吸着剤、ひしゃく、たも、バケツ等の油回収のための資機材、高圧温水洗浄機、ふるい、カンショ掘取機、ビーチクリーナー等の漂着した油の清掃のための資機材、ドラム缶等の回収した油を一時貯留するための資機材、これらの資機材を輸送する車両、カメラ等活動を記録するための資機材、マスク、作業着、手袋等活動要員をサポートするための資機材等数多くの資機材が必要となる。

これらを災害発生時に迅速かつ的確に確保するためには、県、市町および福井県漁業協同組合連合会は連携して必要な資機材を備蓄するとともに、資機材を保有する機関や事業者からの調達が円滑に行える体制を整備していく。更に資機材の保有状況のデータベース化を図っていく。

(4) 医療救護体制の整備

県は、市町との連携のもと医療従事者、医薬品・医薬材料等の医療資機材の確保体制を整備する。

(5) 沿岸部での除去に係る訓練の実施ならびに訓練結果の評価を踏まえた体制の充実

沿岸部での除去活動には、空中から流出油を監視する機関（県、県警察本部、近畿地方整備局等）、油を監視・除去する機関（市町、消防機関、漁業協同組合、地元住民、陸上自衛隊、警察署、ボランティア、北陸地方整備局や電力事業者などの管轄（管理）区域を持つ機関等）、作業者の安全・健康の保持を支援する機関（県、県医師会等）、情報伝達を支援する機関（N T T等）等、多数の機関があたることから、これらの機関相互の連携が的確になされるよう、県は沿岸部での除去に係る防災訓練（図上訓練を含む。）を定期的実施し、市町をはじめとする防災関係機関はその実施に積極的に参加する。また、訓練結果については、十分な分析・評価を行い、その後の体制の充実に資する。

(6) 沿岸部での除去マップの作成

沿岸部での除去は、市町が消防機関、漁業協同組合等と共同で実施するほか、北陸地方整備局、近畿地方整備局、県または各電力事業者が管轄（管理）している区域については各々の機関が直接行うことから、それぞれの機関の活動エリアを地図（マッ

プ)に落とし、さらに海域の自然的・社会的・経済的諸情報とリンクさせて整理しておくことは、沿岸部での除去方針を決定・更新していく上で有効である。そこで、県は、市町その他の管轄（管理）区域を持つ防災関係機関の協力を得て、県の海岸線全体の沿岸部での除去マップを作成する。さらに、市町は、県の作成する沿岸部での除去マップを踏まえ、海岸へのアクセス道路、回収油の一時集積場所（候補地）等沿岸部での除去に資するきめ細かな情報を加えた市町沿岸部での除去マップを作成する。

(7) 流出油沿岸部除去連絡会議の定期的開催

沿岸部での除去方針を決定するにあたっては、県が流出油沿岸部除去連絡会議を開いて構成機関相互の意思の統一を図るが、災害発生時にこれらの機関との意思の疎通が円滑に図られるよう、県は流出油沿岸部除去連絡会議を定期的に行い連携体制の強化を図る。

(8) 沿岸部の流出油監視マニュアルの整備および研修の実施

沿岸部での除去方針を的確に決定・更新していくためには、流出油の状況を把握するための監視活動が極めて重要となる。そこで、県は、（一財）海上災害防止センター等の協力を得て監視手段、流出油の状況を評価するための基準、報告様式等を含む沿岸の流出油監視マニュアルを作成する。また、市町、消防機関および漁業協同組合は監視活動に携わる職員に対しこのマニュアルの周知徹底を図る。

(9) 資機材・物資の集積拠点候補地の選定

災害発生時には、義援物資を含むさまざまな資機材・物資を集積拠点に集め、そこから市町等に輸送する（市町等が集積拠点に取りに行く場合もある。）ことから、県は、災害発生時に迅速に集積拠点が機能するよう、集積拠点の候補地をあらかじめ定めておく。

(10) 集積拠点を的確に運営するための物資取扱業者との応援協定の締結

集積拠点に集まった多種・大量の物資を迅速かつ的確に処理するためには、物資の取り扱いを専門とする業者の協力を得ることが有効である。そこで、県は、倉庫業者、宅配業者といった物資取扱業者との間の応援協定の締結を図っていく。

(11) ボランティア本部候補地の選定

市町は、ボランティアを的確に受け入れ、またボランティア活動の中心となるボランティア本部が迅速に立ち上がるようその候補地をあらかじめ選定しておく。

(12) 地元住民、ボランティアへの安全・健康指導マニュアル（雛形）の作成

沿岸部での除去活動には専門的な知識や経験のない地元住民やボランティアが多く参加する可能性がある。これらの者が安全かつ健康に活動できるよう災害発生時にはきめ細かな指導が必要であるので、県は県医師会と連携してあらかじめ作業の危険性、着衣の配慮等を含む安全・健康指導マニュアルの雛形を用意しておき、災害発生時には油の種類や季節等に応じて当該災害に適合したマニュアルを迅速に作成できるようにしておく。

(13) 油回収処理技術等に関する知識の周知

県、市町およびその他管轄（管理）区域を持つ関係防災機関は「海岸部漂着油の除去に関する標準的指針」および「重油回収にかかる技術対策および技術情報について」に基づき、油の回収程度や回収技術について職員への周知に努める。なお、回収油については、「油のみ」、「油の付着した砂」および「使えなくなった回収用具」に分けて収集する「分別収集」の実施を、また、沿岸部での除去における重機の使用については、自然環境の破壊を招くことのないよう、また汚染されていない砂に油を混ぜてしまうことのないように十分な配慮に努めることを徹底する。

第5節 「回収油の輸送・処理」の充実強化

回収油の輸送・処理をさらに的確に行うためには、回収された油の輸送体制の充実やリサイクルを念頭に置いた油の回収・処理方法に関する知識の蓄積が必要である。

そこで、県、敦賀海上保安部、市町およびその他の防災関係機関は、以下の対策を講じていく。

(1) 回収油処理施設に関する情報収集等

県は、原因船舶等防除措置義務者による回収油の円滑な処理を図るため、県内の産業廃棄物処理事業者の所在、処理能力等を把握するとともに、災害時の受け入れについて十分な調整を図っておく。

(2) （一社）福井県産業資源循環協会、（一社）福井県トラック協会等との応援協定の締結

回収油を一時集積場所に迅速かつ的確に輸送するため、県は（一社）福井県産業資源循環協会、（一社）福井県トラック協会等との応援協定の締結を図っていく。

(3) 回収油処理マニュアルの策定および周知

県は、効果的かつ効率的な回収油の処理のため、回収油処理マニュアルを策定し、県、市町、敦賀海上保安部および関係防災機関は同マニュアルの職員への周知に努める。

(4) 回収油のリサイクルに関する情報の収集および防災関係機関間の共有

県は、回収された油ができるだけ再生利用できるよう、回収油の性質（海水のみ混入、砂混じり等）ごとのリサイクルの可能性、適切な油の貯留方法等に関する情報を継続的に収集し、それを防災関係機関に伝達することで情報の共有化を図っていく。

第6節 「環境対策」の充実強化

油流出事故に対する環境影響調査や水鳥救護体制の整備など環境保全対策を迅速かつ的確に実施するためには、平常時の環境状況の把握、環境保全対策に関する知識を持つ人材の育成、活動マニュアルの整備等が必要である。そこで、県、市町およびその他の

防災関係機関は、以下の対策を講じていく。

(1) 平常時の環境状況の把握

油流出事故に伴う環境および生態系への影響を科学的に評価するためには、平常時における大気・水質・底質等の環境、海岸植生、水産生物等の状況を把握しておく必要があることから、県は、定期的に調査を実施することにより、現状把握に努める。

(2) 調査体制の整備

県は、市町等の協力を得て、油流出事故に関する環境関連情報の集積に努めるとともに、分析機器の整備等調査体制の整備を図る。

(3) 国等の実施する研修等への参加

県および市町は、職員を環境省、国土交通省等が実施する環境保全対策に関する研修等に派遣し、人材の育成に努める。

(4) 水鳥救護体制の整備

水鳥の救護が的確に実施できるよう、県は県獣医師会、日本野鳥の会県支部等の関係機関と連携し、油汚染水鳥の保護収容、搬送、洗浄、治療・リハビリテーションおよび放鳥までの救護体制を整備する。

また、油汚染水鳥の救護にかかる人材の確保および技術の修得を目的とする救護マニュアルの作成・配布、技術研修会を開催する。

さらに、緊急時に対応できる施設の整備について検討する。

第7節 「風評対策」の充実強化

風評対策の実施に当たっては、県は風評対策の方針を検討するため、漁業、観光、マスコミ関係者等の協力を得て流出油風評対策連絡会議を開催し、対策の方針の検討等を行うこととしている。災害発生時にこの連絡会議が迅速かつ的確に機能するよう、県は、県内水産物の主要取引市場における取扱数量・価格、各観光地における観光入り込み客数等の情報収集に努め、風評の影響が客観的に判別できる基礎データづくりを行っていく。

第8節 「補償対策」の充実強化

災害発生時は油の防除回収作業が優先され補償対策は後回しにされやすいが、災害対策とそれに伴い発生する経費は密接不可分であることから、県は、市町とともに早期に補償対策体制を確立する必要がある。

しかし、補償対策のキーマンで補償関係の一方の当事者である海事鑑定人等は、災害発生初期においては防除活動に専念しており、補償の全体像に関する情報が得られにくいなど混乱も予想される。

したがって、県は、速やかな補償対策のために通常時から、国土交通省海事局内に設

置された「油濁保障対策官」と連絡をとるなど最新の情報を絶えず入手する方法を確保し、知識の集積を図るとともに、種々のケースを想定し、災害の状況に応じた補償対策の立案が可能となるよう習熟しておく。

第9節 広域的相互応援体制の充実強化対策

災害発生時には、一地域の防災機関では対応できない事態が想定されるため、他地域からの応援または他地域への応援を必要とする場合に備え、県および市町は、県内外の広域相互応援体制を整える。

流出油災害では、同一広域応援協定内で複数の府県が応援を必要とする場合があることを前提とし、とりわけ、流出油の監視等に有効なヘリコプター、流出油被害の防護および流出油回収に活用するオイルフェンス、回収油の一時保管のためのドラム缶等については、応援する側の対応窓口の一本化、資機材分配の調整方法等を検討しておく。

また、それぞれの備蓄物資について、定期的に情報交換を行う。

第10節 その他の充実強化対策

第1節～第9節までで規定したもののほか、県およびその他の防災関係機関は以下の対策に努めていく。

(1) 想定外の事態に関する検討

本計画は、多数の遭難者が発生した場合、流出油に起因する火災や爆発が発生した場合、人体に有毒なガスが発生し沿岸にその影響が及ぶ場合等について想定したものではない。流出油による災害の態様はさまざまであり、上記の事態の発生時にも的確に対応できるよう県および敦賀海上保安部は、（一財）海上災害防止センターの協力のもと、これらの事態への対応についても今後検討を続けていく。

(2) 油の毒性等についての沿岸住民、事業者および防災関係機関への周知

油の毒性等については一般になじみの薄いところであり、万一の際に的確に対応できない事態も予想される。そこで、県は、（一財）海上災害防止センター等の協力を得て、油の毒性等に関するパンフレットを作成し、沿岸住民、事業者および防災関係機関への周知に努めていく。

(3) 総合的な充実強化対策

県、市町および関係防災機関は、本計画の充実を図り、実行を期すため「石油類大量流出事故災害対策連絡会」を設置し、日頃から情報交換に努めるとともに、別に定める「福井県石油コンビナート等総合防災訓練」時に各機関の防災体制、資機材等の整備状況を相互に点検するものとする。

第3章 災害応急対策計画

第3章 災害応急対策計画

第1節 対応の基本的な考え方

第1 対応方針に基づく統一的処理

想定する事象が発生した場合に対処すべき業務は、油の防除という地震や風水害等の災害よりも限定された範囲であり、一方、その影響範囲は複数の市町の沿岸等広域にわたり、また、地元住民やボランティアも含む数多くの機関、団体が関与することから、統一的な処理が有効かつ重要となる。

したがって、流出油防除を効果的に行うために、県、市町、敦賀海上保安部等関係防災機関が一体となった体制を確立の上、敦賀海上保安部および県が主体となって流出油への対応方針を決定し、関係機関が対策を実施していくものとする。

なお、発災時において、国においては、海上保安庁長官を本部長とする警戒本部、国土交通大臣を本部長とする非常災害対策本部（現地には原則国土交通政務次官を本部長とする非常災害現地対策本部）が設置されることとなる。これらいずれの場合でも敦賀海上保安部が本県内における防除活動の拠点となると考えられることから、敦賀海上保安部の活動との連携を中心に規定する。

第2 自衛隊への応援要請

陸上・海上・航空自衛隊への応援要請については、必要に応じて県独自で（市町長の要求による場合を含む。）または敦賀海上保安部が第八管区海上保安本部を通じ行う。

自衛隊については、出動要請があった時点で本計画の位置づけによるものとする。

第3 海上災害防止センターの出動

（一財）海上災害防止センターは、事故原因者からの防除委託、または海上保安庁長官からの指示があった時点で本計画の位置づけによるものとする。

第4 防除区域の分担

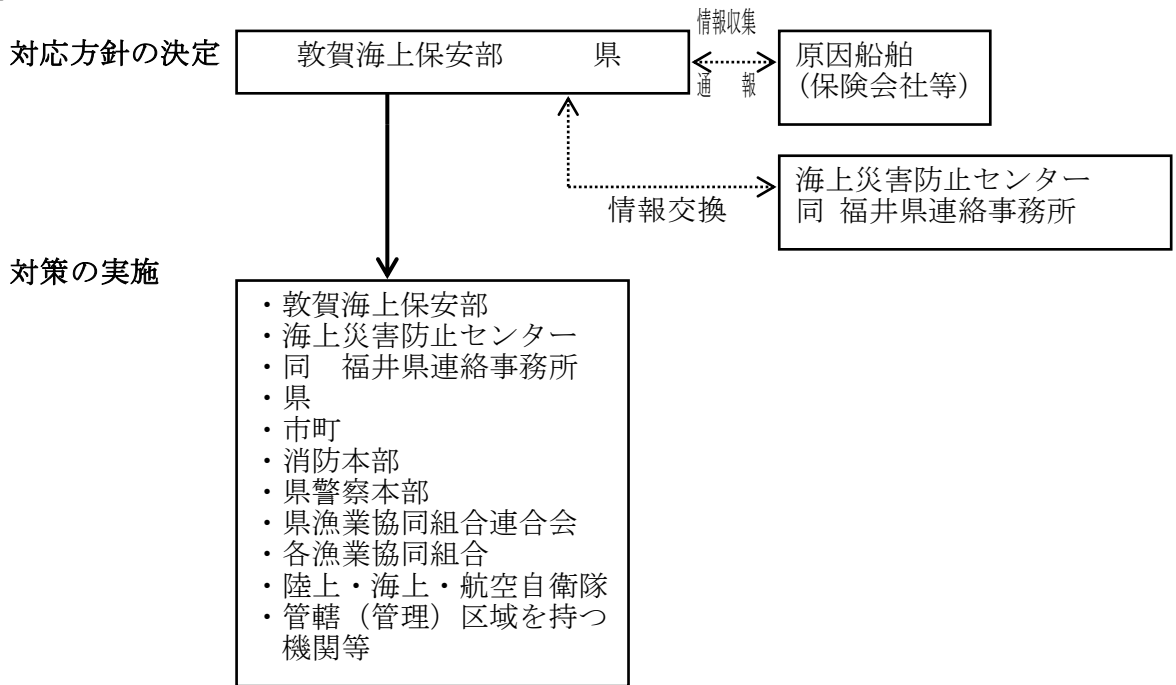
（1）防除活動を効果的かつ効率的に実施するため、各防災関係機関の流出油回収能力を勘案して海洋と沿岸部において各機関の役割分担を行う。

（2）海洋での防除は、敦賀海上保安部が中心となり、（一財）海上災害防止センター・同 福井県連絡事務所、福井県漁業協同組合連合会、各漁業協同組合、海上自衛隊および北陸地方整備局と連携して実施する。

（3）沿岸部での除去は、県が中心となって、（一財）海上災害防止センター・同 福井県連絡事務所、市町、福井県漁業協同組合連合会、各漁業協同組合、陸上・航空自衛隊および管轄（管理）区域を持つ防災機関と連携して実施する。

(4) 県および市町は、海上保安庁長官から沿岸海域での防除要請があった場合は、（一財）海上災害防止センター・同 福井県連絡事務所、市町、福井県漁業協同組合連合会、各漁業協同組合、陸上・航空自衛隊および管轄（管理）区域を持つ防災機関と連携して防除活動を実施する。

※対応のイメージ



第2節 防災関係機関の処理すべき事務 または業務の大綱

石油類大量流出事故災害に関し、県、市町、指定行政機関、指定公共機関、指定地方行政機関等の防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱は、福井県地域防災計画第1章第4節に定める「防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱」を基本とし、次のとおりとする。

担 当 機 関

担 当 機 関	活動プロセス	事 務
(一財) 海上災害防止センター 同 福井県連絡事務所	初期評価	・ 敦賀海上保安部の初期評価への専門的な助言等
	海洋での防除	・ 保有回収船による海洋での防除活動の実施および敦賀海上保安部との連絡調整
	回収油の輸送・処理	・ 原因船舶への回収油の輸送・処理に関する指導
	沿岸部での除去	・ 沿岸部での除去活動の実施および敦賀海上保安部、県・市町との連絡調整 ・ 沿岸部での除去活動に関する専門的な助言等
敦賀海上保安部	覚知	・ 覚知した油流出に関する情報の県、福井地方气象台、海・空自衛隊への伝達
	初期評価	・ 初期評価（流出油の現状把握および防除方針の決定）の実施 ・ 流出油海洋防除連絡会議の設置・運営 ・ 海洋での防除方針の県、福井地方气象台、海・空自衛隊等への伝達 ・ 海洋での防除方針の報道発表
	海洋での防除	・ 海洋での防除活動の調整 ・ 海洋での防除活動の実施 ・ 海洋での防除活動情報の集約 ・ 回収油の一時集積場所への搬送 ・ 海洋での防除活動実施情報の集約および県、福井地方气象台、海・空自衛隊等への伝達 ・ 海洋での防除活動実施情報の報道発表
	沿岸部での除去	・ 沿岸部での除去に関する県等との連絡調整
県	覚知	・ 敦賀海上保安部から伝達を受けた油流出に関する情報の沿岸市町、沿岸消防本部、消防庁、陸上自衛隊等への伝達
	初期評価	・ 防災ヘリコプター、船艇による流出油の現状把握（敦賀海上保安部への協力） ・ 敦賀海上保安部から伝達を受けた海洋での防除方針の沿岸市町、沿岸消防本部、消防庁、陸上自衛隊等への伝達
	海洋での防除	・ 防災ヘリコプターによる流出油の監視および回収船等の誘導・敦賀海上保安部から伝達を受けた海洋での防除活動実施情報の沿岸市町、沿岸消防本部、消防庁、陸上自衛隊等への伝達
	沿岸部での除去	・ 流出油沿岸部除去連絡会議の設置・運営 ・ 沿岸部での流出油の除去方針の決定 ・ 沿岸部での除去方針の沿岸市町、沿岸消防本部、消防庁、陸上自衛隊等への伝達 ・ 沿岸部での除去方針の報道発表

担当機関	活動プロセス	事務
県（つづき）	沿岸部での除去	<ul style="list-style-type: none"> ・衛星車載局等による沿岸部の監視および監視データの市町、管轄（管理）区域を持つ防災関係機関への伝達 ・防除資機材に関するニーズの把握 ・ニーズに対応した防除資機材の確保 ・県で調達可能な防除資機材に関する情報の市町、管轄（管理）区域を持つ防災関係機関への伝達 ・義援物資に関するニーズの把握および募集 ・防除資機材、義援物資の集積地の設定および必要な地点への輸送 ・県災害ボランティアセンター連絡会との連絡調整 ・ボランティア本部への支援 ・ボランティア保険への加入促進および費用負担 ・ボランティア情報の集約および発信 ・的確な医療救護活動の実施のための市町への指導および支援 ・傷病者の発生状況の把握 ・沿岸部での除去活動実施情報の把握および沿岸市町、沿岸消防本部、消防庁、陸上自衛対等への伝達 ・沿岸部での除去活動実施情報の報道発表
	回収油の輸送・処理	<ul style="list-style-type: none"> ・回収油の輸送・処理に関する対応方針の決定 ・回収油の処理施設の調整（廃油処理業者への協力要請等） ・回収油の輸送手段の調整（県産業資源循環協会、県トラック協会等への協力要請等） ・回収油の輸送・処理に関する情報の収集・伝達 ・原因船舶、海上災害防止センター等への回収油の輸送・処理に関する指導および連絡調整
	環境対策	<ul style="list-style-type: none"> ・環境対策チームおよびアドバイザー会議の設置・運営 ・環境対策に関する対応方針の決定 ・環境影響調査の企画、実施 ・文化財への影響調査、除去指導 ・水鳥の救護 ・漁場への影響調査 ・海水浴場への影響調査
	風評対策	<ul style="list-style-type: none"> ・流出油風評対策連絡会議の設置 ・風評被害に関する対応方針の決定 ・風評の実態把握 ・風評による観光、消費への影響調査 ・風評に対応するための客観資料の収集 ・風評による被害を被った漁業者および中小企業に対する緊急融資 ・各種メディアを通じたキャンペーン活動等
	補償対策	<ul style="list-style-type: none"> ・補償制度の把握 ・必要経費の把握 ・経費負担主体の決定 ・予算措置・支払い ・被害の補償請求 ・関係機関との連絡調整

担 当 機 関	活動プロセス	事 務
県現地事務所	沿岸部での除去	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県災害対策本部と市町間の連絡調整 ・ 市町単位で行う除去活動の支援 ・ 管轄区域（漁港、港湾等）の除去活動 ・ ボランティア活動の支援調整（県災害対策本部とボランティア本部の調整）
	回収油の輸送・処理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 回収油の輸送・処理に関する県災害対策本部と市町の連絡調整
	環境対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境対策に関する県災害対策本部と市町との連絡調整
	風評対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 風評対策に関する県災害対策本部と市町との連絡調整
県警察本部	沿岸部での除去	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空中からの流出油の監視に関する協力（ヘリコプター） ・ 警備艇による流出油の監視 ・ 立入禁止区域の警戒、交通規制、雑踏整備
	回収油の輸送・処理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 回収油の輸送・処理への協力
	環境対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境対策への協力
市町	海洋での防除	<ul style="list-style-type: none"> ・ 回収油の一時集積場所の確保
	沿岸部での除去	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町単位での除去組織（消防機関、ボランティア本部、漁業協同組合、地元住民代表等との連絡調整組織）の設置・運営 ・ 沿岸部の監視 ・ 防除資機材（主として消耗品）の確保 ・ 沿岸部での除去活動の実施 ・ 回収油の一時集積場所への輸送および貯留 ・ 沿岸部での除去活動情報の収集および県への伝達 ・ ボランティア本部への支援
	回収油の輸送・処理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 回収油の輸送・処理への協力
	環境対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県の実施する環境対策への協力
	風評対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県の実施する風評対策への協力
	補償対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町単位で実施した除去活動等に伴う補償業務
北陸総合通信局	初期評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報通信機能の確保に関する敦賀海上保安部への支援
	海洋での防除	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報通信機能の確保に関する敦賀海上保安部への支援
	沿岸部での除去	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報通信機能の確保に関する県への支援
福井労働局	海洋での防除	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防除作業の安全に関する情報の収集および敦賀海上保安部への伝達
	沿岸部での除去	<ul style="list-style-type: none"> ・ 除去作業の安全に関する情報の収集および県への伝達

担当機関	活動プロセス	事務
北陸農政局	沿岸部での除去	<ul style="list-style-type: none"> 沿岸部の監視 沿岸部での除去活動の実施 回収油の一時集積場所への貯留 沿岸部での除去活動情報の収集および県への伝達
	回収油の輸送・処理	<ul style="list-style-type: none"> 回収油の輸送・処理への協力
	環境対策	<ul style="list-style-type: none"> 県の実施する環境対策への協力
	風評対策	<ul style="list-style-type: none"> 関係卸売市場の入荷状況の把握等 県の実施する風評対策への協力
北陸地方整備局	海洋での防除	<ul style="list-style-type: none"> 災害派遣要請に基づく油回収船等による海洋での防除活動の実施
	沿岸部での除去	<ul style="list-style-type: none"> 沿岸部の監視 沿岸部での除去活動の実施 回収油の一時集積場所への貯留 沿岸部での除去活動情報の収集および県への伝達
	回収油の輸送・処理	<ul style="list-style-type: none"> 回収油の輸送・処理への協力
	環境対策	<ul style="list-style-type: none"> 県の実施する環境対策への協力
	風評対策	<ul style="list-style-type: none"> 県の実施する風評対策への協力
近畿地方整備局	沿岸部での除去	<ul style="list-style-type: none"> 空中および沿岸からの流出油の監視に関する協力（ヘリコプター、地上テレビ画像装置） 沿岸部での除去活動の実施および支援 回収油の一時集積場所への貯留 沿岸部での除去活動情報の収集および県への伝達
	回収油の輸送・処理	<ul style="list-style-type: none"> 回収油の輸送・処理への協力
	環境対策	<ul style="list-style-type: none"> 県の実施する環境対策への協力
	風評対策	<ul style="list-style-type: none"> 県の実施する風評対策への協力
福井地方气象台	初期評価	<ul style="list-style-type: none"> 気象・海象情報の敦賀海上保安部への伝達
	海洋での防除	<ul style="list-style-type: none"> 気象・海象情報の敦賀海上保安部への伝達
	沿岸部での除去	<ul style="list-style-type: none"> 気象・海象情報の県への伝達

担当機関	活動プロセス	事務
航空自衛隊	初期評価	・保有航空機、ヘリコプターによる流出油の現状把握（敦賀海上保安部への協力）
	海洋での防除	・保有航空機、ヘリコプターによる流出油の現状把握（敦賀海上保安部への協力）
	沿岸部での除去	・保有航空機、ヘリコプターによる流出油・漂着油の監視および回収船等の誘導
海上自衛隊	初期評価	・保有船艇、航空機、ヘリコプターによる流出油の現状把握（敦賀海上保安部への協力）
	海洋での防除	・保有航空機、ヘリコプターによる流出油の監視および回収船等の誘導 ・海洋での防除活動の実施
陸上自衛隊	沿岸部での除去	・沿岸部での除去活動の実施
西日本電信電話(株) 福井支店	初期評価	・情報通信機能の確保に関する敦賀海上保安部への支援
	海洋での防除	・情報通信機能の確保に関する敦賀海上保安部への支援
	沿岸部での除去	・情報通信機能の確保に関する県への支援
電力事業者（北陸電力(株)福井支店、関西電力(株)原子力事業本部、日本原子力発電(株)敦賀発電所、(株)日本原子力研究開発機構敦賀本部）	沿岸部での除去	・沿岸部の監視 ・沿岸部での除去活動の実施 ・回収油の一時集積場所への貯留 ・沿岸部での除去活動情報の収集および県への伝達
	回収油の輸送・処理	・回収油の輸送・処理への協力
	環境対策	・県の実施する環境対策への協力
	風評対策	・県の実施する風評対策への協力
	補償対策	・当該機関における補償請求業務
福井県医師会	海洋での防除	・医療救護班の派遣への協力
	沿岸部での除去	・医療救護班の派遣への協力
福井県漁業協同組合連合会 （各漁業協同組合）	海洋での防除	・海洋での防除活動に関わる各漁業協同組合との連絡調整 ・漁船による海洋での防除活動の実施 ※（勸）海上災害防止センター・同 福井県連絡事務所と連携
	沿岸部での除去	・沿岸部での除去活動に関わる各漁業協同組合との連絡調整 ・沿岸部での除去活動の実施 ※（勸）海上災害防止センター・同 福井県連絡事務所と連携

担 当 機 関	活動プロセス	事 務
福井県漁業協同組合連 合会 (各漁業協同組合) (つづき)	回収油の輸送・ 処理	・回収油の輸送・処理への協力
	環境対策	・県の実施する環境対策への協力
	風評対策	・県の実施する風評対策への協力
	補償対策	・漁業協同組合単位で実施した防除活動等に伴う補償業務 ※(一)海上災害防止センター・同 福井県連絡事務所と連携
福井港災害事故防止対 策協議会 敦賀港事故防止連絡協 議会	沿岸部での除去	・沿岸部の監視 ・沿岸部での除去活動の実施 ・回収油の一時集積場所への貯留 ・沿岸部での除去活動情報の収集および県への伝達
	回収油の輸送・ 処理	・回収油の輸送・処理への協力
	環境対策	・県の実施する環境対策への協力
	風評対策	・県の実施する風評対策への協力
	補償対策	・当該機関における補償請求業務

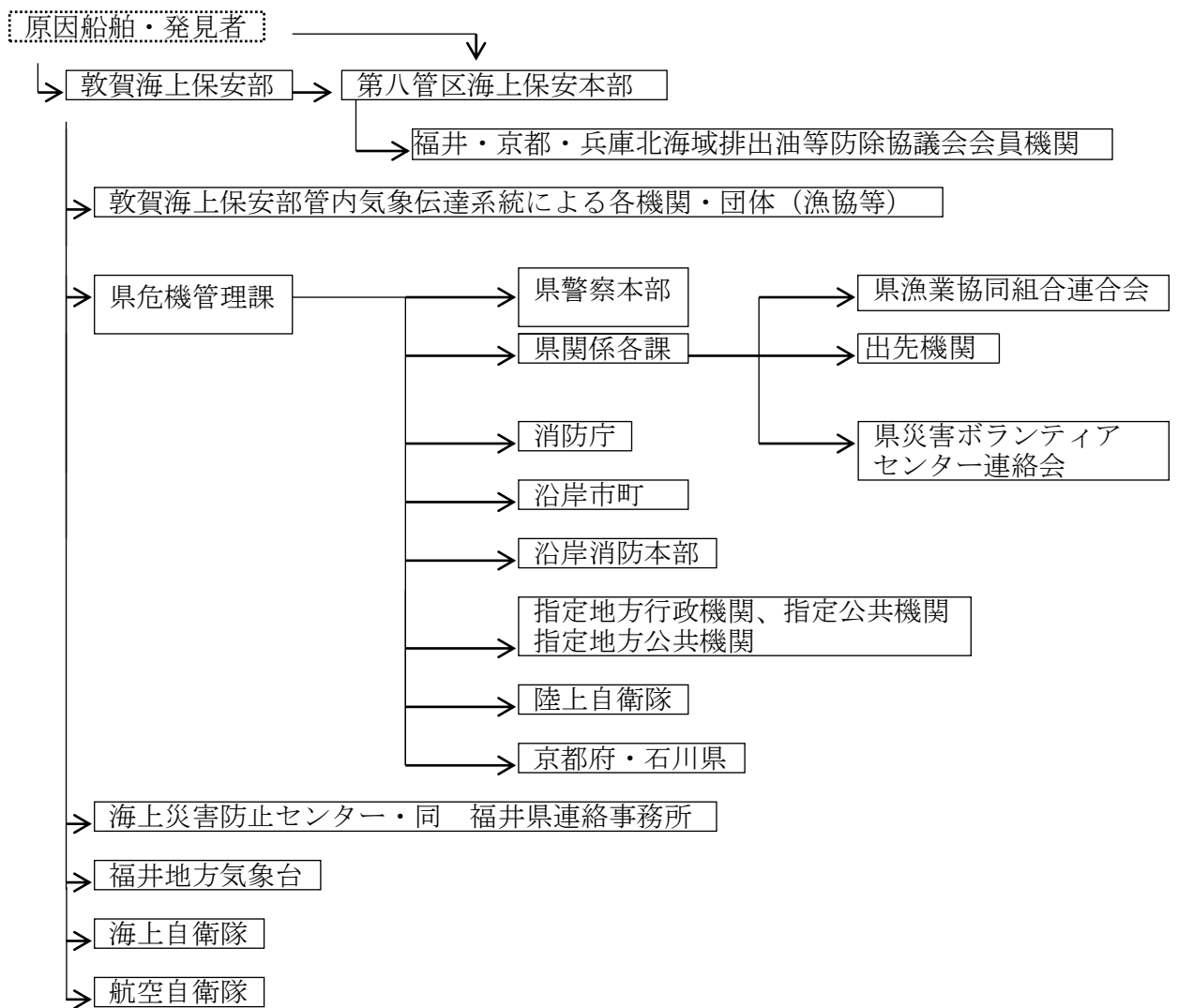
第3節 各活動プロセスにおける対応

第1 覚知

油流出発生に関する情報を迅速に共有化するため、原因船舶または発見者からの通報を受けた敦賀海上保安部は、県と連携して防災関係機関等への迅速かつ的確な伝達を行う（油流出発生伝達系統図）。伝達に当たっては、油流出発生伝達様式によるものとし原則としてFAXで伝達する。

→報道発表：敦賀海上保安部

【油流出発生情報伝達系統図】

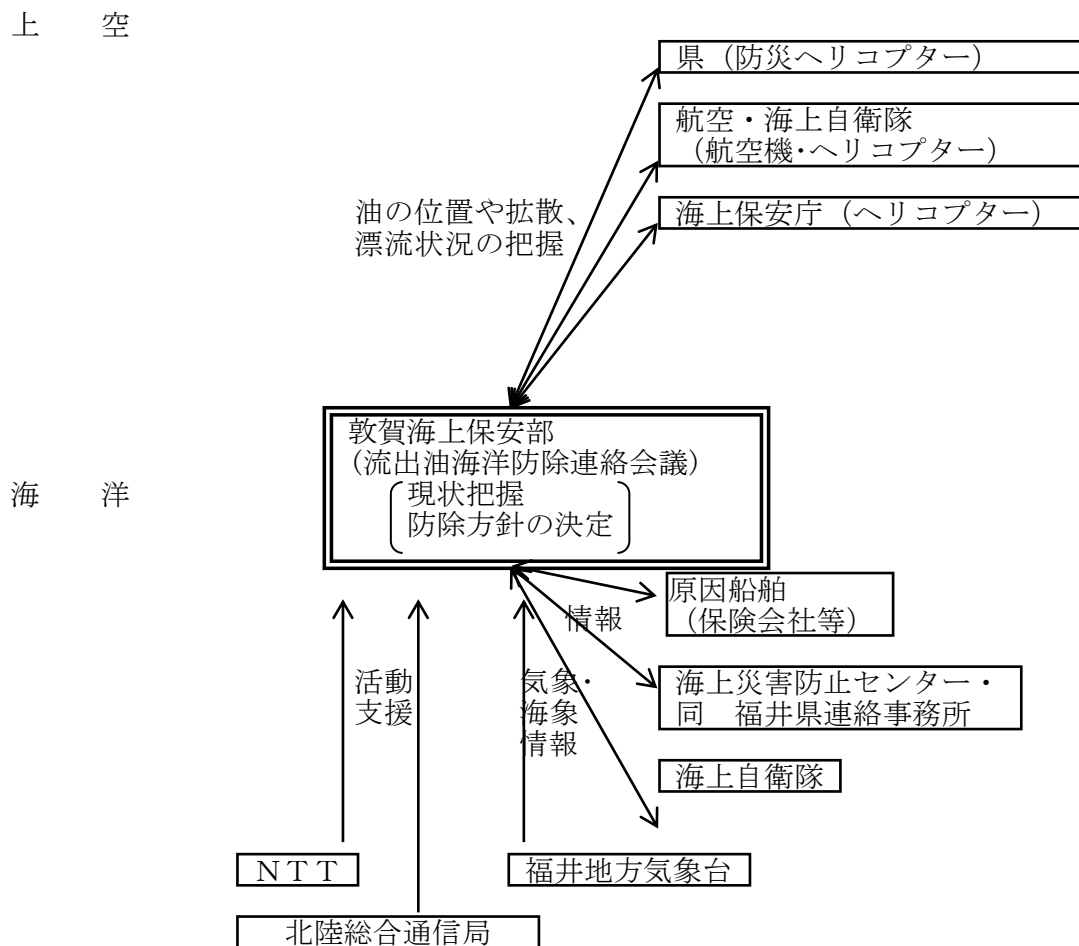


(注) 休日、夜間等の時間外においては、FAXでの伝達と並行してあらかじめ定められた連絡網により担当者に伝達する。
油流出状況により、伝達機関が異なる場合がある。

第2 初期評価

原油やC重油の場合、時間とともに拡散し風化するため、防除作業が遅れると作業海域が広範囲に及ぶだけでなく、回収しなければならない油の量もムース化等により2～3倍に増える。このため、油流出発生後直ちに初期評価（流出油の現状把握、防除方針の決定および伝達）を行い、的確な防除活動を開始する必要がある。そこで、敦賀海上保安部は油流出発生情報を覚知すると同時に、流出油海洋防除連絡会議を開催して初期評価を行い、各防災関係機関はこれを踏まえて所要の活動体制を確立する。

【初期評価活動概念図】



(1) 初期評価の主な項目

① 流出油の現状把握

ア 流出油の確認

回収しなければならない油について次の事項を把握し検討する。

(ア) 流出した油の種類と性状（引火、有毒、粘度、流動点、比重等）

(イ) 全体の搭載量と流出した油の量

(ウ) 流出油の状況（瞬間流出、一定時間の流出または流出停止）

(エ) 油の風化の程度

イ 流出油の汚染域の範囲および予測（シミュレーションがあれば参考にする。）

ウ 周辺海域の地勢、保護海域

(ア) 回収作業を展開する海域、回収油の陸揚げ港、受け入れ先（スロップタンク、焼却場等）

(イ) 油汚染から優先的に保護される魚貝類の養殖場、漁場、景勝地等の位置

(ウ) 沿岸漂着が発生しているのであれば、その周辺の地勢的特徴

エ 自然条件の評価、海象予報

(ア) 海域の自然条件は、防除作業の難易性を大きく左右する。この難易性を客観的に評価することができれば各作業の実施がどこまで可能であり、行えるかの判断ができる。

(イ) 海象予報の把握。季節、地域により特徴があり、油の漂流、漂着に大きく影響する。

(ウ) 海流、潮流の把握

② 防除方針の決定

ア 防除方法

防除方法には、例えば以下のものがあるが、状況に応じた最も適切な防除方法を検討し、決定する。

(ア) 排出防除措置

引き続き油の排出を防止するために、ガス抜きパイプの閉鎖、船体への傾斜調整等による措置を行うほか、破損タンク内の油を他船または他の施設へ移送する、いわゆる瀬取りを行うもの。

(イ) 拡散防止措置

排出した油は、風や潮流の影響を受けて、通常急速に拡散し、海洋汚染の範囲が拡大するため、排出源付近の海域にオイルフェンスを展開して排出油を包囲し、拡散を局限するもの。

(ウ) 回収措置

油回収船、油回収装置等を使用して回収する機械的回収、油吸着材もしくは油ゲル化剤等の資機材を使用して回収する物理的回収、その他ガット船、ひしゃく、たも、バケツ等を使用して回収する応急的・補助的な回収。

(エ) 化学的処理

油の分解を促す油処理剤を使用した化学的処理（回収措置の実施、気象・海象、周囲の自然環境、漁場または養殖場の分布等の状況を勘案して、回収装置による回収方法のみによることが困難な場合において実施する。）

イ 流出油の空中からの監視および回収船等の誘導方法

ヘリコプターや航空機を用いて流出油の位置や動きを監視し、海洋で防除活動に向かう船舶に油の位置を緯度、経度で知らせる方法を決定する。

ウ 回収船や防除資機材の調達方法

エ 作業の安全確保方法

(2) 初期評価の方法

① 流出油の現状把握

敦賀海上保安部の調整の下で、県、航空・海上自衛隊等と共同で航空機、ヘリコプター、船艇等を用いた監視、サンプルの採取・分析等を行うとともに、福井地方気象台からの気象情報等を基に、（独）海上災害防止センター等専門機関の情報も踏まえて流出油の現状把握を行う。

② 防除方針の決定および伝達

現状把握を踏まえ、敦賀海上保安部は関係機関等との間で流出油海洋防除連絡会議を開催し、海洋での流出油の防除方針を定める。防除方針は流出油の状況、回収の状況等を踏まえて適時更新していく。

決定した防除方針は、敦賀海上保安部が県と連携して防災関係機関等への迅速かつ的確な伝達を行う。伝達に当たっては、流出油の現状および防除方針（海洋）伝達様式によるものとし、定期的に（伝達間隔についてはその都度定める。）原則としてFAXで伝達する。→報道発表：敦賀海上保安部

*伝達系統は、油流出発生伝達系統図と同じ。

【流出油海洋防除連絡会議構成機関】

- 敦賀海上保安部（主管機関）
- 県
- （一財）海上災害防止センター・同 福井県連絡事務所
- 保険会社等
- 航空自衛隊
- 海上自衛隊
- 福井県漁業協同組合連合会
- その他必要と認める機関

(注) 上記の参加機関は、現状把握の結果等を踏まえてその都度決定する。

(3) 県の体制

① 配備基準

配備体制ごとの配備基準および職員の参集体制は、次のとおりとする。

配備体制	配備基準	参集体制
注意配備	敦賀海上保安部から油流出発生情報の伝達を受けた場合	危機管理課3名以上
警戒配備	県または近隣の海域で油流出事故が発生し、県域の海岸等に流出油が漂着するおそれがある等嚴重な警戒体制をとる必要が生じた場合	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理課全員 ・広報広聴課、県民協働課、DX推進課、環境政策課、循環社会推進課、自然環境課、観光誘客課、水産課、森づくり課、農地保全課、土木管理課、河川課、砂防防災課、港湾空港課、嶺南振興局および県警察本部警備課のあらかじめ指定された職員
事故対策本部設置	<p>(1) 県または近隣の海域で油流出事故が発生し、県域の海岸等に流出油が漂着し、または大量の流出油が漂着するおそれがある等相当の被害が予想される場合</p> <p>(2) その他知事が事故対策本部の設置の必要があると認めた場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理課全員 ・広報広聴課、県民協働課、DX推進課、環境政策課、循環社会推進課、自然環境課、観光誘客課、水産課、森づくり課、農地保全課、土木管理課、河川課、砂防防災課、港湾空港課、嶺南振興局および県警察本部警備課のあらかじめ指定された職員
災害対策本部設置	<p>(1) 県または近隣の海域で油流出事故が発生し、県域の海岸等に大量の流出油が漂着し、または流出油の漂着が大量となるおそれがある等大規模な被害が予想される場合</p> <p>(2) その他知事が災害対策本部の設置の必要があると認めた場合</p>	職員全員

② 注意配備体制

ア 配備および解除基準

(ア) 配備基準

敦賀海上保安部から油流出発生情報の伝達を受けた場合

(イ) 解除基準

- ・ 災害の発生するおそれがなくなった場合
- ・ 警戒配備体制への移行が決定された場合
- ・ 事故対策本部または災害対策本部の設置が決定された場合

イ 職員の指定

危機管理課長は、注意配備体制において対応する危機管理課員をあらかじめ指定する。

ウ 配備体制の伝達

危機管理課長は、勤務時間外または休日等に注意配備体制をとったときは、参集すべき危機管理課員に伝達する。また、被害の状況に応じて関係課の職員に参集することを伝達する。

エ 業務内容

参集した危機管理課員は、情報の収集連絡を行う。

③ 警戒配備体制

ア 配備および解除基準

(ア) 配備基準

県または近隣の海域で油流出事故が発生し、県域の海岸等に流出油が漂着するおそれがある等嚴重な警戒体制をとる必要が生じた場合

(イ) 解除基準

- ・ 災害の発生するおそれがなくなった場合
- ・ 事故対策本部または災害対策本部の設置が決定された場合

イ 職員の指定

広報広聴課長、県民協働課長、DX推進課長、環境政策課長、循環社会推進課長、自然環境課長、観光誘客課長、水産課長、森づくり課長、農地保全課長、土木管理課長、河川課長、砂防防災課長、港湾空港課長、県警察本部警備課長(以下「警戒配備関係課長」という。)および嶺南振興局長は、警戒配備体制において参集する職員をあらかじめ指定する。

ウ 配備体制の伝達

(ア) 勤務時間中における伝達

危機管理課長は、警戒配備体制をとったときは、警戒配備関係課長ならびに嶺南振興局若狭企画振興室長および二州企画振興室長に伝達する。

(イ) 勤務時間外または休日等における伝達

- ・ 危機管理課長は、警戒配備体制をとったときは、あらかじめ定める緊急連絡網により危機管理課員に伝達するとともに、あらかじめ定める職員を經由して警戒配備関係課長ならびに嶺南振興局若狭企画振興室長および二州企画振興室長に伝達する。
- ・ 伝達を受けた警戒配備関係課長ならびに嶺南振興局若狭企画振興室および二州企画振興室は、あらかじめ定める緊急連絡網により参集すべき所属職員に伝達する。

エ 業務内容

参集した職員は、総合防災センターで情報の収集連絡を行う。

④ 福井県事故対策本部の設置

ア 設置および廃止基準

知事は、次の場合に事故対策本部を設置または廃止する。

(ア) 設置

- ・ 県または近隣の海域で油流出事故が発生し、地域の海岸等に流出油が漂着し、または大量の流出油が漂着するおそれがある等相当の被害が予想される場合
- ・ その他事故対策本部の設置の必要があると認めた場合

(イ) 廃止

- ・ 災害応急対策がおおむね完了した場合
- ・ 災害の発生するおそれがなくなった場合
- ・ 災害対策本部の設置が決定された場合

イ 設置場所

事故対策本部は、県庁10階総合防災センターに設置する。

ウ 組織、事務分掌等

- (ア) 事故対策本部の本部長は副知事および危機管理監をもって充て、事故対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

なお、本部長（副知事および危機管理監）が不在等の場合には、総務部長がその職務を代理する。

- (イ) 事故対策本部員は、総務部長、未来創造部長、防災安全部長、交流文化部長、エネルギー環境部長、健康福祉部長、産業労働部長、農林水産部長および土木部長をもって充てる。

また、事故対策本部には事故対策本部の広報を統括するため、報道管理者を置き、総務部副部長および防災安全部副部長をもって充てる。

- (ウ) 事故対策本部に次の部を置き、部の長は部長とし、同表に掲げる者をもって充てる。

事故対策本部に設置する部

部 名	部 長 名	部 名	部 長 名
総務部	総務部長	健康福祉部	健康福祉部長
未来創造部	未来創造部長	産業労働部	産業労働部長
防災安全部	防災安全部長	農林水産部	農林水産部長
交流文化部	交流文化部長	土木部	土木部長
エネルギー環境部	エネルギー環境部長		

(エ) 事故対策本部に、本部長、本部員および報道主管者で構成する事故対策本部会議を置く。

(オ) 事故対策本部長は、初動活動に関する重要事項の協議等を行うため、必要に応じ事故対策本部会議を召集する。

事故対策本部会議における協議・報告事項は、次のとおりとする。

- ・ 関係市町の初期活動実施状況
- ・ 県の初期活動実施に関する事項
- ・ 関係各課および現地事務所の調整に関する事項
- ・ 防災関係機関との連絡網確保および連携強化に関する事項
- ・ 国、他都道府県および防災関係機関に対する活動準備要請に関する事項
- ・ 広報に関する事項
- ・ その他重要な初期活動に関する事項

事故対策本部会議を開催するときは、テレビ会議等を利用し、国、現地事務所、関係市町等と迅速な情報の統一を図るものとする。

(カ) 事故対策本部に防災安全部長を長とし、防災安全部副部長を次長とする事務局を置き、危機管理課長および危機管理課員をもって構成する。

(キ) 広報広聴課長、県民協働課長、DX推進課長、環境政策課長、循環社会推進課長、自然環境課長、観光誘客課長、水産課長、森づくり課長、農地保全課長、土木管理課長、河川課長、砂防防災課長、港湾空港課長、県警察本部警備課長およびその他災害に関係ある課の長は、事故対策本部に参集する職員をあらかじめ指定する。

(ク) 緊急時に初期活動を円滑に実施するため、次の職員を指定する。

- ・ 各部連絡責任者

事故対策本部員である部長が所管する各部の政策参事を充て、部内各課相

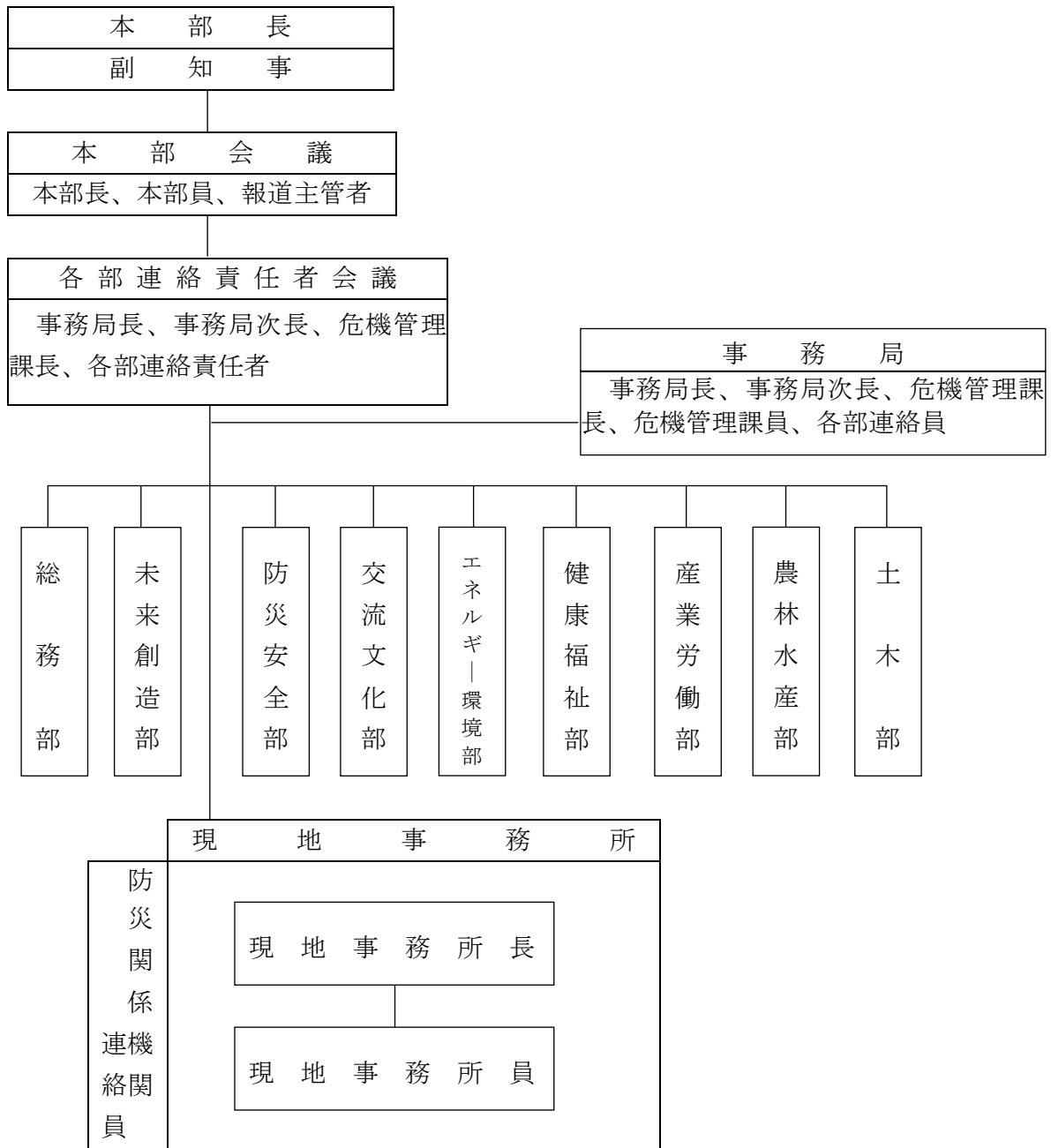
互の緊密な連絡、調整を図るものとする。

- ・ 各部連絡員

各部局毎に2名を指定するとともに、うち1名については事務局において所属部との連絡に当たるものとする。

- (ク) 事故対策本部に、事務局長、事務局次長、危機管理課長および各部連絡責任者で構成する各部連絡責任者会議を置き、事故対策本部が決定する災害対策に関する必要な事項の調整を行う。各部連絡責任者会議は、事務局長が召集するものとし、各部連絡責任者は、会議の開催を必要とするときは、事務局長にその旨を申し出るものとする。

(コ) 事故対策本部の組織図については、次のとおりとする。



エ 事故対策本部を設置した場合の防災関係機関への通知

事故対策本部を設置した場合、次の機関にその旨を通知または報告するものとする。

- ・ 県内市町
- ・ 県防災会議構成団体
- ・ 総務省消防庁
- ・ 隣接府県（石川県および京都府）

オ 設置の公表

事故対策本部を設置したときは、ラジオ、テレビ、新聞等を通じて公表するとともに、本部の標識を県庁舎正面玄関前に掲示するものとする。

カ 設置の伝達

(ア) 勤務時間中における伝達

- ・ 危機管理監は、知事が事故対策本部の設置を決定したときは、防災安全部長に伝達する。
- ・ 防災安全部長は、危機管理課長に伝達する。
- ・ 危機管理課長は、副知事、防災安全部副部長、嶺南振興局若狭企画振興室長および二州企画振興室長ならびに各部連絡責任者に伝達するとともに、庁内放送を行う。
- ・ 伝達を受けた各部連絡責任者は、各部局長、各部局副部局長および各部連絡員に伝達し、各部連絡員は部局内関係課に伝達する。
- ・ 伝達を受けた嶺南振興局若狭企画振興室長および二州企画振興室長は、嶺南振興局長および局内関係部に伝達する。

(イ) 勤務時間外または休日等における伝達

- ・ 危機管理監は、知事が事故対策本部の設置を決定したときは、防災安全部長に伝達する。
- ・ 防災安全部長は、危機管理課長に伝達する。
- ・ 危機管理課長は、副知事、防災安全部副部長、嶺南振興局若狭企画振興室長および二州企画振興室長ならびに各部連絡責任者に伝達するとともに、あらかじめ定める緊急連絡網により危機管理課員に伝達する。
- ・ 伝達を受けた各部連絡責任者は、各部局長、各部局副部局長および各部連絡員に伝達し、各部連絡員は、各部局があらかじめ定める緊急連絡網により部局内関係課に伝達する。また、伝達を受けた関係課長は、あらかじめ定める緊急連絡網により参集すべき所属職員に伝達する。
- ・ 伝達を受けた嶺南振興局若狭企画振興室長および二州企画振興室長は、嶺南振興局長および局内関係部に伝達し、関係部長は、あらかじめ定める緊急連絡網により参集すべき所属職員に伝達する。

キ 現地事務所の設置

(ア) 事故対策本部長が必要と認めるときは、現地事務所を置き災害応急対策を実施する。

(イ) 現地事務所は、災害の状況に応じて各県合同庁舎、土木事務所等に設置する。

(ウ) 現地事務所長は、本部員またはその他の職員のうちから、事故対策本部長が任命する。

ク 国の現地事故対策本部との調整

国の現地事故対策本部が設置された場合には、応急対策活動について連絡調整

を行うものとする。

⑤ 福井県災害対策本部の設置

ア 設置および廃止基準

知事は、次の場合に災害対策本部を設置または廃止する。

(ア) 設置

- ・ 県または近隣の海域で油流出事故が発生し、県域の海岸等に大量の流出油が漂着し、または流出油の漂着が大量となるおそれがある等大規模な被害が予想される場合
- ・ その他災害対策本部の設置の必要があると認めた場合

(イ) 廃止

- ・ 災害応急対策がおおむね完了した場合
- ・ 災害の発生するおそれがなくなった場合

イ 設置場所

災害対策本部は、県庁10階総合防災センターに設置する。

ウ 組織、事務分掌等

(ア) 災害対策本部長（知事）は、災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

(イ) 災害対策本部副本部長は副知事および危機管理監をもって充て、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(ウ) 災害対策本部員は、教育長、各部長（行政組織規則（昭和39年福井県規則第21号）第202条第1項に定める部長をいう。）、会計管理者および警察本部長をもって充てる。

また、災害対策本部には災害対策本部の広報を総括するため、報道主管者を置き、総務部副部長または防災安全部副部長をもって充てる。

(エ) 災害対策本部に次の部を置き、部の長は部長とし、同表に掲げる者をもって充てる。

なお、各部に班を置き、その主な事務分掌は福井県石油類大量流出災害対策本部運営要綱で定める。

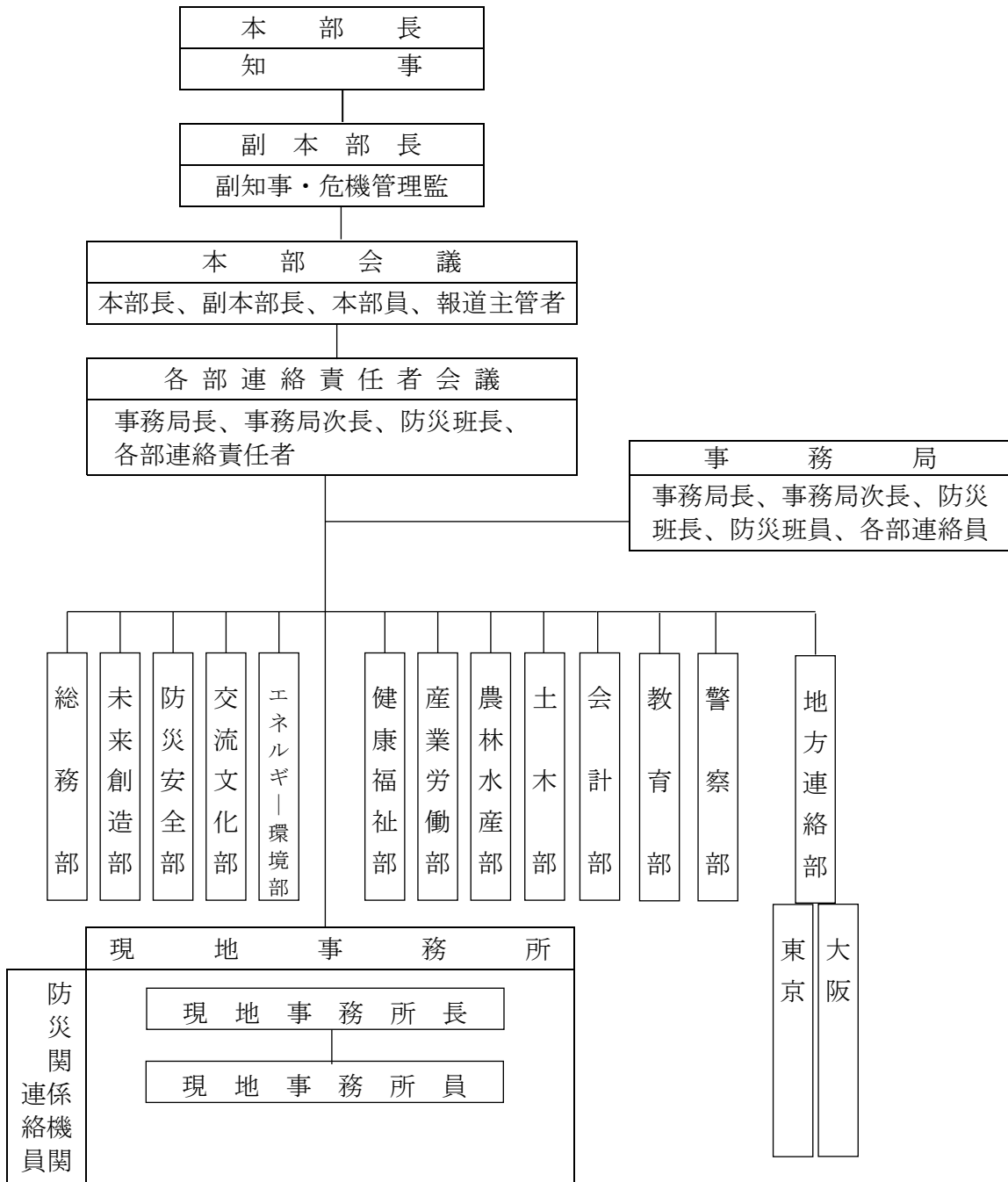
災害対策本部に設置する部

災対本部設置時の部名	部長名	災対本部設置時の部名	部長名
総務部	総務部長	産業労働部	産業労働部長
未来創造部	未来創造部長	農林水産部	農林水産部長
防災安全部	防災安全部長	土木部	土木部長
交流文化部	交流文化部長	会計部	会計管理者
エネルギー環境部	エネルギー環境部長	教育部	教育長
健康福祉部	健康福祉部長	警察部	警察本部長

- (ウ) 災害対策本部に、本部長、副本部長、本部員および報道主管者で構成する災害対策本部会議を置く。
- (カ) 災害対策本部長（知事）は、災害対策に関する重要事項の協議等を行うため、必要に応じ災害対策本部会議を招集する。
- 災害対策本部会議における協議・報告事項は、次のとおりとする。
- ・ 市町の被害状況および災害応急対策実施状況
 - ・ 災害対策本部の災害応急対策等の実施に関する事項
 - ・ 災害対策本部内各部および現地事務所相互の調整に関する事項
 - ・ 防災関係機関との連携推進に関する事項
 - ・ 国、他都道府県および防災関係機関に対する応援要請に関する事項
 - ・ その他重要な災害対策に関する事項
- 災害対策本部会議を開催するときは、テレビ会議等を利用し、国、現地事務所、関係市町等と迅速な情報の統一を図るものとする。
- (キ) 災害対策本部に防災安全部長を長とし、防災安全部副部長を次長とする事務局を置き、危機管理課長を長とする防災班（危機管理課員）および防災班長が事務局長と協議して指定した班員をもって構成する。
- (ク) 緊急時に初期活動を円滑に実施するため、次の職員を指定する。
- ・ 各部連絡責任者
各部局政策参事（会計局審査指導課課長補佐および県警察本部警備課課長補佐）を充て、部内各班相互の緊密な連絡、調整を図るものとする。
 - ・ 各部連絡員
各部局毎に2名を指定するとともに、うち1名については事務局において所属部との連絡に当たるものとする。
- (ケ) 災害対策本部に、事務局長、事務局次長、危機管理課長および各部連絡責任

者（必要に応じて議会局総務課課長補佐を含む。）で構成する各部連絡責任者会議を置き、災害対策本部が決定する災害対策に関する必要な事項の調整を行う。各部連絡責任者会議は、事務局長が召集するものとし、各部連絡責任者は、会議の開催を必要とするときは、事務局長にその旨を申し出るものとする。

(2) 災害対策本部の組織図については、次のとおりとする。



エ 災害対策本部を設置した場合の防災関係機関への通知

災害対策本部が設置された場合、次の機関にその旨を通知または報告するものとする。

- ・ 県内市町
- ・ 県防災会議構成団体
- ・ 総務省消防庁
- ・ 隣接府県（石川県および京都府）

オ 設置の公表

本部を設置したときは、ラジオ、テレビ、新聞等を通じて公表するとともに、本部の標識を県庁舎正面玄関に掲示するものとする。

カ 設置の伝達

(ア) 勤務時間中における伝達

- ・ 危機管理監は、知事が災害対策本部の設置を決定したときは、防災安全部長に伝達する。
- ・ 防災安全部長は、危機管理課長に伝達する。
- ・ 危機管理課長は、副知事、防災安全部副部長、嶺南振興局若狭企画振興室長および二州企画振興室長ならびに各部連絡責任者に伝達するとともに、庁内放送を行う。
- ・ 伝達を受けた各部連絡責任者は、各部局長、各部局副部局長および各部連絡員に伝達し、各部連絡員は部局内各課に伝達する。また、伝達を受けた各課長は、所管する出先機関に伝達する。
- ・ 伝達を受けた嶺南振興局若狭企画振興室長および二州企画振興室長は、嶺南振興局長および局内各部に伝達する。

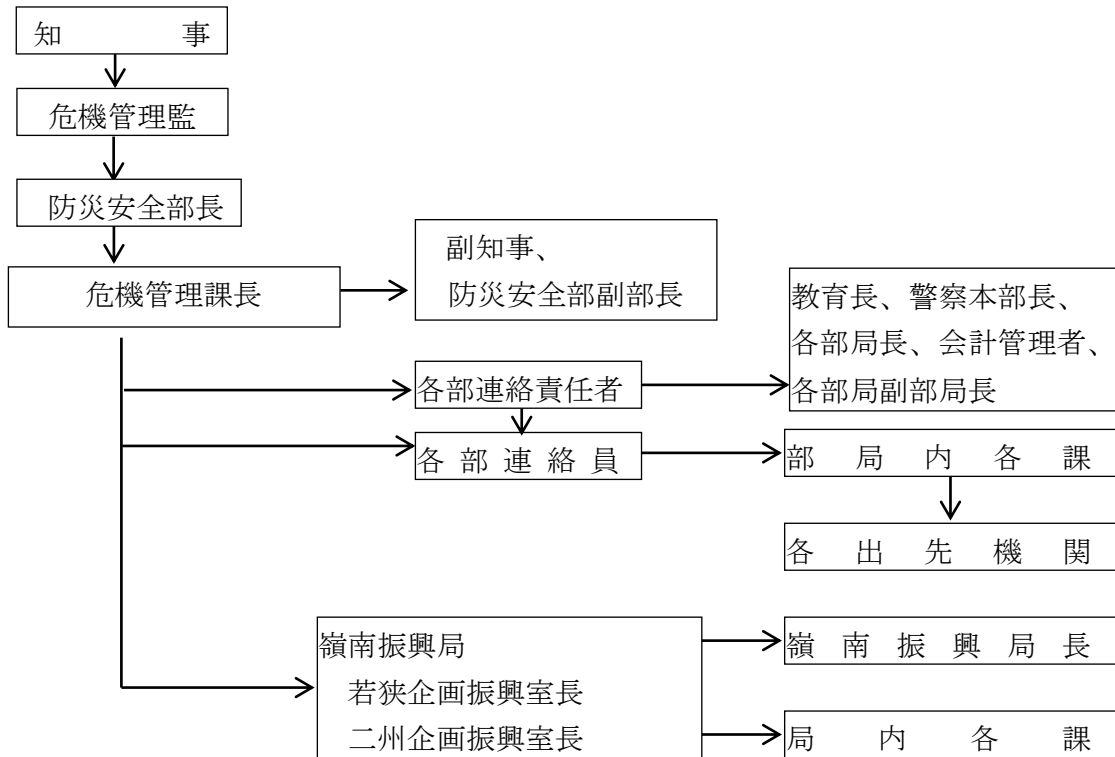
(イ) 勤務時間外または休日等における伝達

- ・ 危機管理監は、勤務時間外または休日等に知事が災害対策本部の設置を決定したときは、防災安全部長に伝達する。
- ・ 防災安全部長は、危機管理課長に伝達する。
- ・ 危機管理課長は、副知事、防災安全部副部長、嶺南振興局若狭企画振興室長および二州企画振興室長ならびに各部連絡責任者（議会局総務課課長補佐を含む。）に伝達するとともに、あらかじめ定める緊急連絡網により危機管理課員に伝達する。また、緊急を要する場合は、あらかじめ定める方法により各部連絡責任者および各部連絡員に参集することを伝達する。
- ・ 伝達を受けた各部連絡責任者は、各部局長、各部局副部局長および各部連絡員に伝達し、各部連絡員は、各部局があらかじめ定める緊急連絡網により部局内各課に伝達する。
- ・ 伝達を受けた嶺南振興局若狭企画振興室長および二州企画振興室長は、嶺南振興局長および局内各部に伝達し、各部長は、あらかじめ定める緊急連絡網により所属職員に伝達する。

- ・ 伝達を受けた各課長は、あらかじめ定める緊急連絡網により所属職員に伝達するとともに、所管する出先機関に伝達する。また、伝達を受けた出先機関の長は、あらかじめ定める緊急連絡網により所属職員に伝達する。

(ウ) 伝達系統

災害対策本部の設置に係る伝達系統図は次のとおりとする。



キ 現地事務所の設置

(7) 災害対策本部長（知事）は、必要と認めるときは、現地事事務所を設置し、災害応急対策を実施する。

(イ) 現地事務所は、災害の状況に応じて各県合同庁舎、土木事務所等に設置する。

(ウ) 現地事務所長は、副本部長、本部員またはその他の職員のうちから、災害対策本部長が任命する。

ク 地方連絡部

災害対策本部と総務省消防庁ほか中央諸官庁との連絡に支障がある場合に備え、石油類大量流出事故災害に関する中央諸官庁との連絡、情報の交換を行うため、東京事務所および大阪事務所にそれぞれ地方連絡部を置く。

地方連絡部長には、各事務所長を充てる。

ケ 派遣専門家との連携

災害対策本部長は、国から派遣される専門家と連携し、必要な対策を講ずるものとする。

コ 関係市町への連絡、指示（助言・指導）および協力体制

知事は、災害対策本部を設置したときは、その旨を関係市町へ連絡するとともに、必要な指示（助言・指導）を行うものとする。

また、関係市町長が災害対策本部を設置したときは、知事は直ちに協力体制を整えるものとする。

サ 国の現地事故対策本部（非常（緊急）災害現地対策本部）との調整

国の現地事故対策本部（非常（緊急）災害現地対策本部）が設置された場合には、応急対策活動について連絡調整を行うものとする。

シ 文書等の取扱い

(ア) 災害対策本部が設置された場合は、直ちに災害対策本部件名簿を作成するものとし、文書の記号は「福災」とする。

(イ) 各部班が災害対策本部長名で発議する場合は、防災班に合議するものとする。

(ウ) 発信文書には、災害対策本部長名とともに必ず班名を併記するものとする。

(エ) 災害対策本部長公印は、総務部特命班（情報公開・法制課）にて保管する。

(オ) 災害対策本部から国、市町、防災関係機関等に対する連絡事項等の伝達および国、市町、防災関係機関等から災害対策本部に対する報告事項、要請事項等の受信については、その内容が軽易な場合を除きすべて記録し、災害情報等の発信および受信の確実を期するものとする。

ス 職務の代理

(ア) 災害発生時において、災害対策本部長（知事）および災害対策副本部長（副知事および危機管理監）がともに不在等の場合には、福井県知事の職務代理者に関する規則（昭和26年3月27日福井県規則第5号）第2条の規定に準じて総務部長がその職務を代理するものとする。

(イ) 災害発生時において、教育長が不在等の場合には、福井県教育委員会事務決裁規定（昭和50年5月31日福井県教育委員会訓令第4号）第5条の規定に準じて学校教育監がその職務を代理するものとする。

(ウ) 災害発生時において、県警察本部長が不在等の場合には、福井県警察の処務に関する訓令（平成16年3月3月19日福井県警察本部訓令第12号）第7条第1項の規定に準じて所管の部長が、また、県警察本部長および所管の部長がともに不在等の場合には、同条第2項の規定に準じて、主管の課長等がその職務を代理するものとする。

(エ) 災害発生時において、部長が不在等の場合には、福井県事務決裁規程（昭和50年4月1日福井県訓令第3号）第7条の規定に準じてその部の副部長が、また、副部長も不在等の場合には部長があらかじめ指名した者がその職務を代理するものとする。

(オ) 災害発生時において、会計管理者が不在等の場合には、福井県会計管理者の事務に代理に関する規則（平成19年5月16日福井県規則第52号）第2条の規定に準じて会計局審査指導課長が、また、会計局会計局会計課長も不在等

の場合には会計管理者があらかじめ指名した者がその職務を代理するものとする。

(4) 関係市町の配備体制

緊急時の場合に関係市町は、市町地域防災計画の定めるところにより、災害対策本部を設置し、職員の配備体制を整えるものとし、その場合においては、県をはじめ防災関係機関に通報するものとする。

(5) 指定地方行政機関等の配備体制

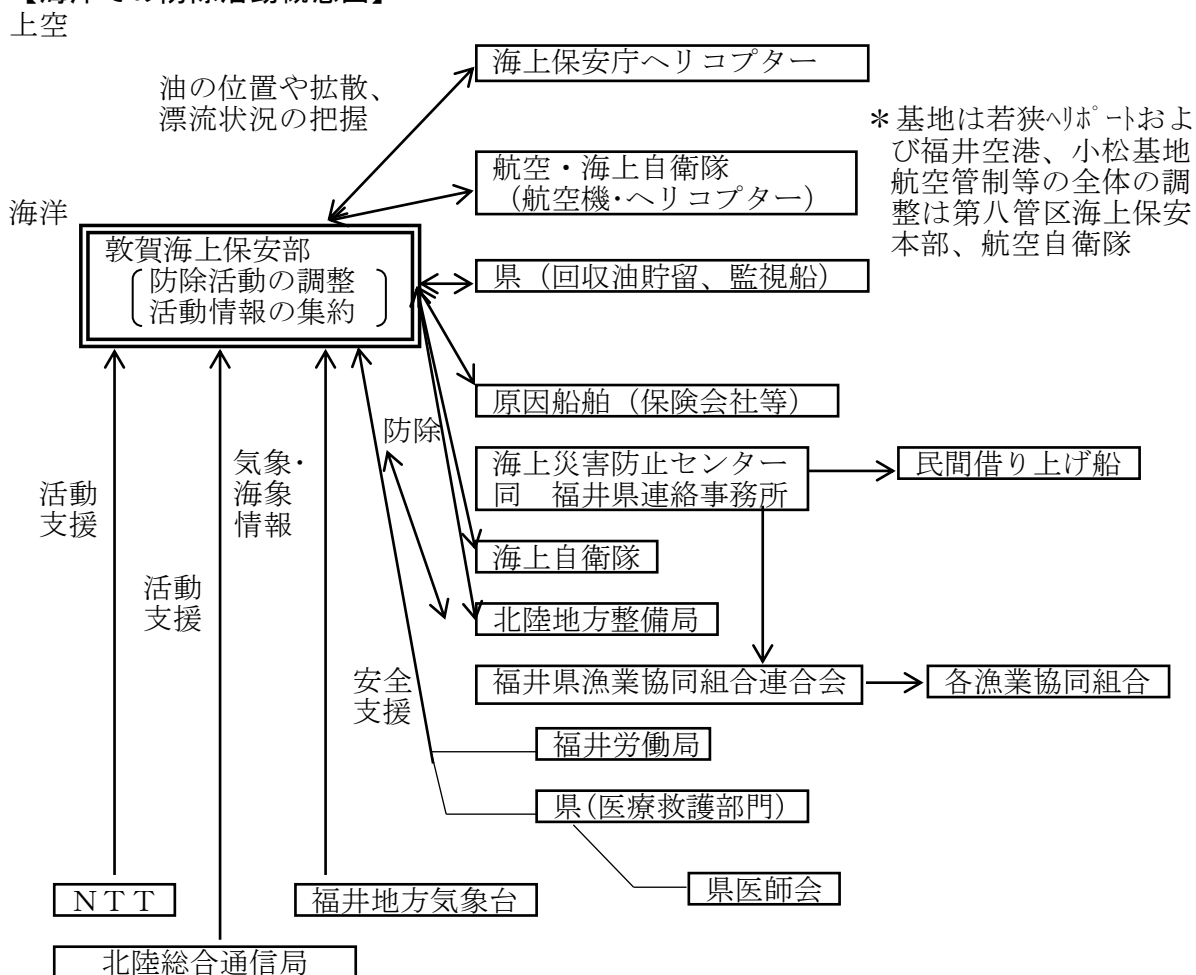
緊急時の場合に指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、法令または防災業務計画、防災に関する計画等に基づき、災害対策本部等を設置し、職員の配備体制を整えるものとし、その場合においては、県をはじめ防災関係機関に通報するものとする。

第3 海洋での防除

海上に流出した油は、時間の経過とともに広範囲に急速に拡散し、また、気象などの自然条件による影響を受け短期間にエマルジョン化が進行して回収が一層困難となることから、早期にオイルフェンス等による拡散の防止を図り、回収船等により流出油の回収および処理を実施する。敦賀海上保安部を中心とする防災関係機関は、爆発等の二次災害および作業従事者の安全に留意しながら第2で決定した防除方針に基づき、流出油防除資機材等を迅速かつ的確に海上に展開するための協力体制を確保し、初動段階において有効な防除勢力の先制集中を図る。また、敦賀海上保安部は、航空機等の流出油状況に関する情報を基に、各防災関係機関による流出油の回収範囲と分担の調整を図るとともに、その防除作業の進捗状況を勘案した効果的な流出油の処理および回収を実施するものとする。その活動状況は、敦賀海上保安部が海洋での防除活動実施情報報告様式としてとりまとめ、防災関係機関等に伝達する。

→報道発表：敦賀海上保安部

【海洋での防除活動概念図】



(1) 二次災害の防止

- ① 原油の流出の場合、油種によっては原油ガスによる引火性、有毒性の問題がある。防除活動はガス検知を行い、安全を確認しつつ引火性ガスの影響のない海域で行い、ガスの存在する海域には防爆型の船舶以外の船舶は立ち入りを避ける。
- ② 船舶による防除作業は、風浪による船体動揺や油により足場が滑りやすい、ひどい汚れ作業、そして重量物も取り扱うことが多い等作業環境が悪い。こうした環境の中で防除活動に携わる者の健康を保持するため、県、市町に対し、防除活動の拠点となる港における医療救護体制を促すとともに、市町から要請があった場合、または必要があると認めた場合は、同地における負傷者の手当、医師などの確保、救護所の設置ならびに医薬品等の手配・分別等必要な措置を講ずる。

(2) 回収および処理方法

① 回収

流出油の回収方法としては、油回収船、油回収装置等を使用して回収する機械的回収、油吸着材、油ゲル化剤、高粘度油回収ネット等を使用して回収する物理的回収およびひしゃく、バケツ、半きりドラム缶、ガット船、バキューム車等を使用して回収する応急的・補助的回収があり、流出油の防除作業に当たっては、流出油の種類、性状、経時変化の状況および気象海象の状況に応じて、最も効果的な方法により実施する。

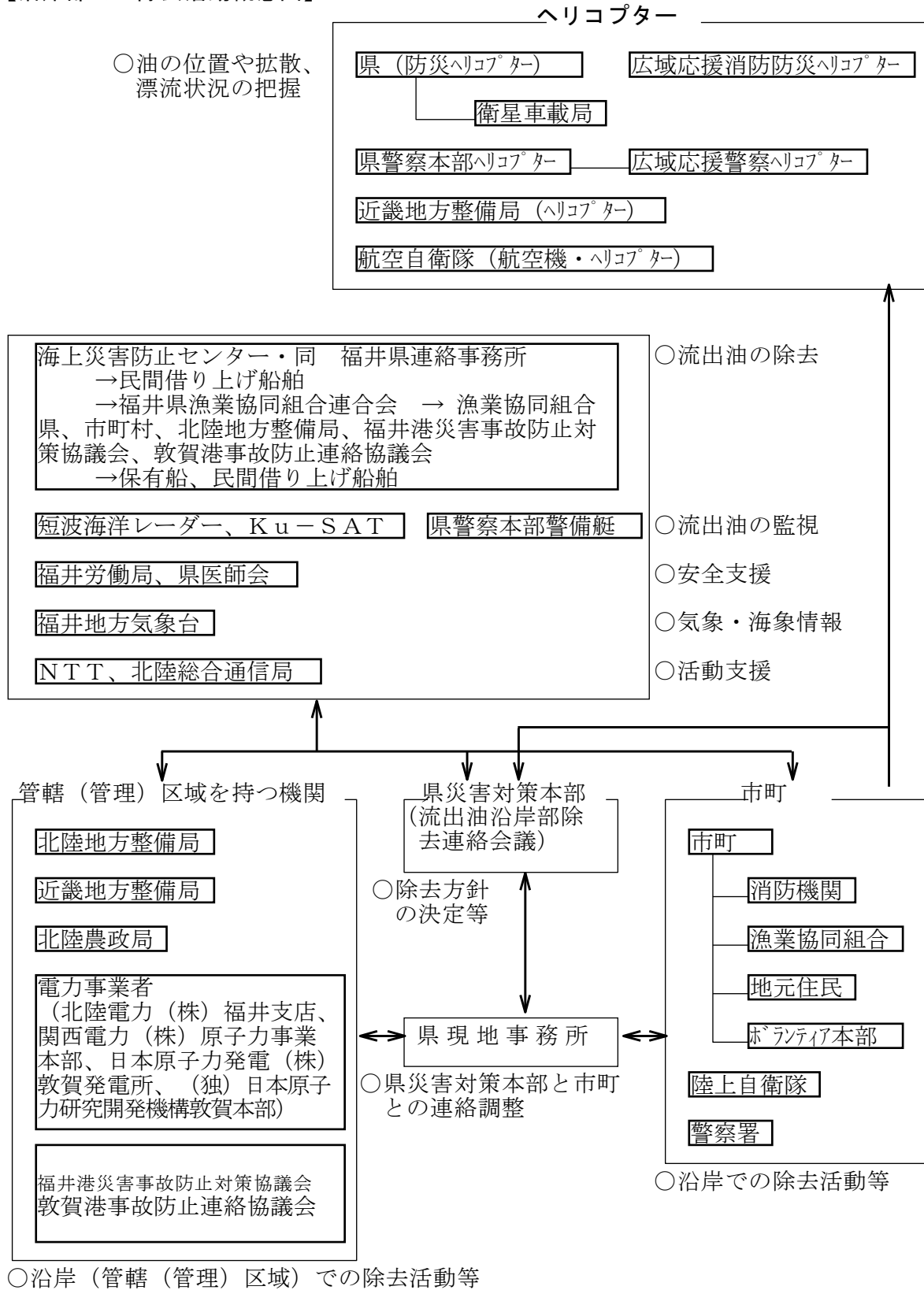
② 処理

流出油が広範囲に拡散し、油層膜が薄くなる等により上記での回収が困難な場合には、敦賀海上保安部、県および漁業関係者等との事前協議による合意事項に基づき、流出油による災害の発生および拡大の防止のために必要な限度において油処理剤を使用した科学的処理を行う。

第4 沿岸部での除去

流出油が沿岸に漂着しあるいは漂着のおそれが確実な場合、または、海上保安庁長官から知事もしくは市町長に海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第41条の2による沿岸海域での防除措置要請があり、必要と認めた場合には、県は流出油沿岸部除去連絡会議を設置し、（一財）海上災害防止センターおよび防災関係機関と連携して除去方針を決定する。これを踏まえ、市町単位で防災関係機関と共同で沿岸部での除去を実施する。（沿岸に管轄（管理）区域を持つ機関においては当該区域の除去を実施する。）

【沿岸部での除去活動概念図】



(1) 県の活動

① 流出油沿岸部除去連絡会議の開催

県は流出油沿岸部除去連絡会議を開催し、（一財）海上災害防止センター・同福井県連絡事務所との連携をとりながら流出油の除去方針、有効な除去方法、防除資機材や車両の調達等について連絡調整を行う。流出油沿岸部除去連絡会議は、原則として県本庁で開催するが、局地的に大きな被害が発生した場合または発生が予想される場合は、当該現場の県現地事務所において開催する。

【流出油沿岸部除去連絡会議構成機関】

- 県
- 県警察本部
- 敦賀海上保安部
- （一財）海上災害防止センター・同 福井県連絡事務所
- 保険会社等
- 陸上自衛隊
- 福井県漁業協同組合連合会
- その他必要と認める機関

(注) 上記の参加機関は、現状把握の結果等を踏まえてその都度決定する。

② 沿岸部除去方針の決定

海洋での防除活動実施情報、県防災ヘリコプター等による空中からの監視データ等を踏まえて、県が流出油沿岸部除去連絡会議を開催し、沿岸部での流出油の除去方針を定める。除去方針は流出油の状況、回収の状況等を踏まえ適時更新していく。

決定した除去方針は、県が、敦賀海上保安部と連携して防災関係機関等への迅速かつ的確な伝達を行う。伝達にあたっては、流出油の現状および除去方針（沿岸部）伝達様式によるものとし、定期的に（伝達間隔についてはその都度定める。）

原則としてFAXで伝達する。→報道発表：県

*伝達系統は、油流出発生伝達系統図と同じ。

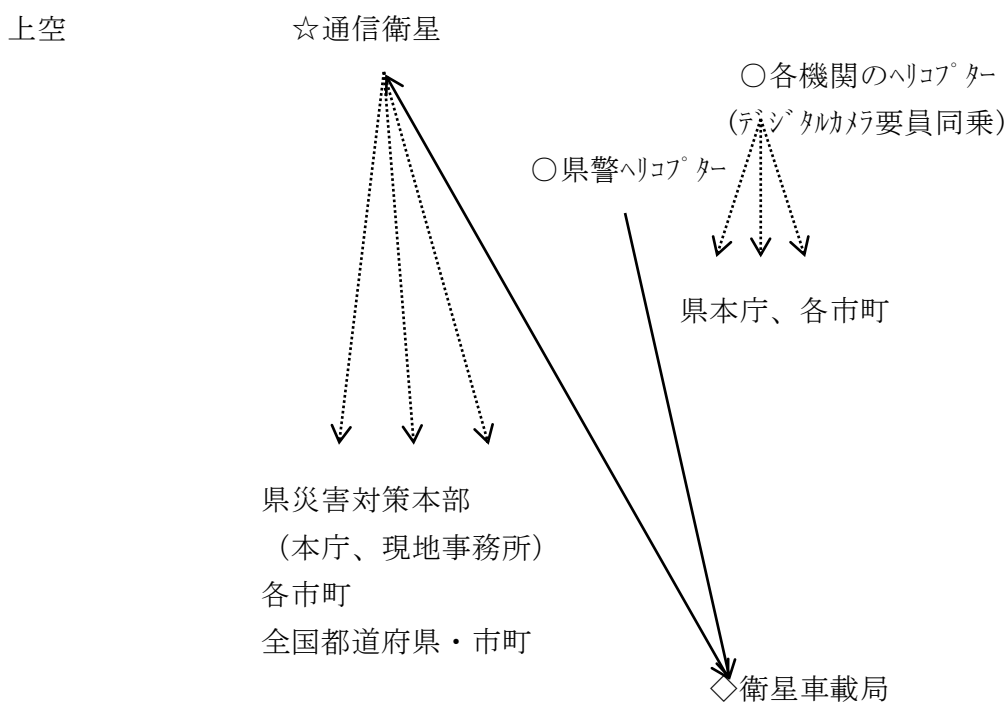
【沿岸部除去方針の項目】

- 優先して除去すべき地域
- オイルフェンス等を用いた影響の極限方法
- 油の適切な回収および一時集積場所への貯留（分別方法を含む。）方法
 - * 県重油回収技術対策連絡会（重油回収技術調査部門が総括）が適切な回収方法等について検討する。
- 県段階で調達可能な回収船、防除資機材情報
- 作業の安全を図るための留意事項（流出油の特性や沿岸の地勢等を踏まえて）
- 医療救護班の派遣および医療救護所の設置方針

③ 衛星車載局等による沿岸部の監視

肉眼では監視が困難な沿岸がある場合、また、重点的かつ継続的な監視を行う必要がある場合、県は、衛星車載局の設置、ヘリコプターによる空中からの監視（防災ヘリコプター、県警察本部ヘリテレシステム（県警察本部へ要請）、他府県消防防災ヘリコプター（各府県へ要請）、近畿地方整備局ヘリコプター（近畿地方整備局へ要請））、地上画像装置（Ku-SAT）の設置（近畿地方整備局へ要請）、短波海洋レーダーの設置（総務省へ要請）等を行い、沿岸を監視しそのデータを市町および管轄（管理）区域を持つ防災関係機関に伝達する。

【衛星車載局等による沿岸部の監視概念図】



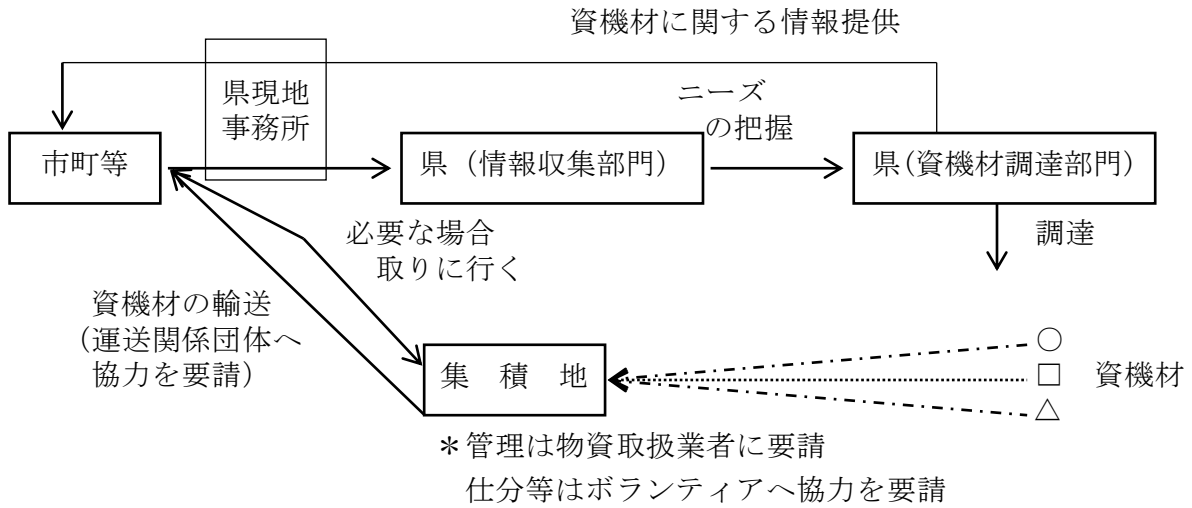
④ 回収船、防除資機材の確保

県は、沿岸部での除去活動情報報告様式により市町および管轄（管理）区域を持つ防災関係機関の回収船、防除資機材に関するニーズを把握するとともに、（一財）海上災害防止センター・同 福井県連絡事務所との連携を取りながら、広域応援協定の活用（オイルフェンス、ドラム缶）、防災関係機関、取扱業者等を通じて迅速かつ的確に確保する。また、義援物資も積極的に活用する。

防除資機材については集積地を定め、運送関係団体の協力を得て必要な地点に輸送する。

県で調達可能な回収船、防除資機材に関する情報は、県が流出油の現状および除去方針（沿岸部）伝達様式により逐次市町および管轄（管理）区域を持つ機関へ提供する。

【回収船、防除資機材の確保概念図】

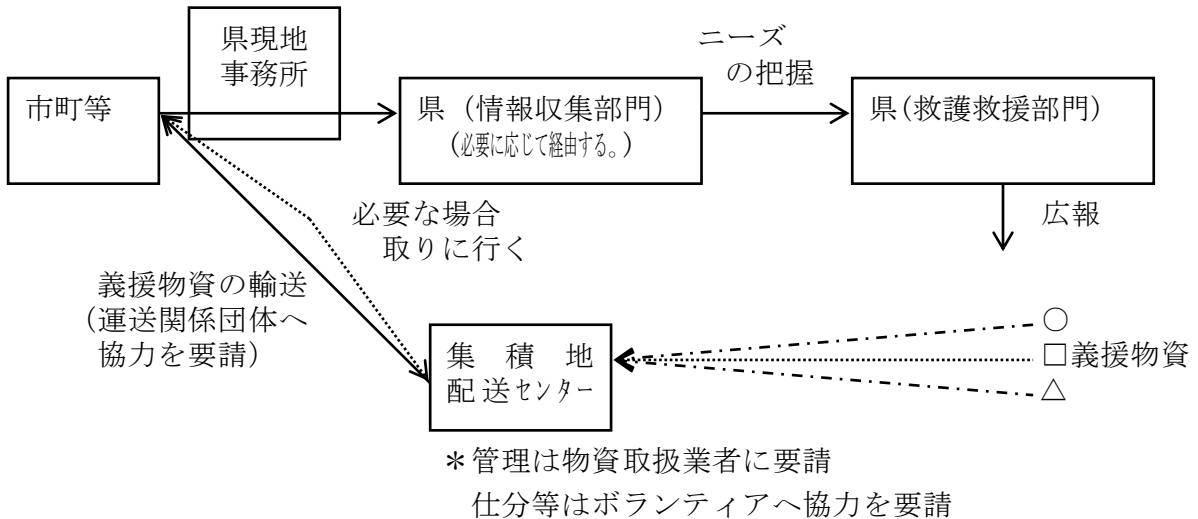


⑤ 義援物資の募集・集積・輸送・配分

義援物資については、県が市町から報告される沿岸部での除去活動情報等により被災地のニーズ等を集約し、あらかじめ、県および市町で調整した集積地もしくは配送センター等、配送先を示して一般に募集する。義援物資の輸送・配分については、県が市町と調整し、運送関係団体の協力を得て集積地もしくは配送センターから必要な地点に輸送し、活用する。

*被災市町内からの義援物資については、当該市町が的確に処理する。

【義援物資の活用概念図】

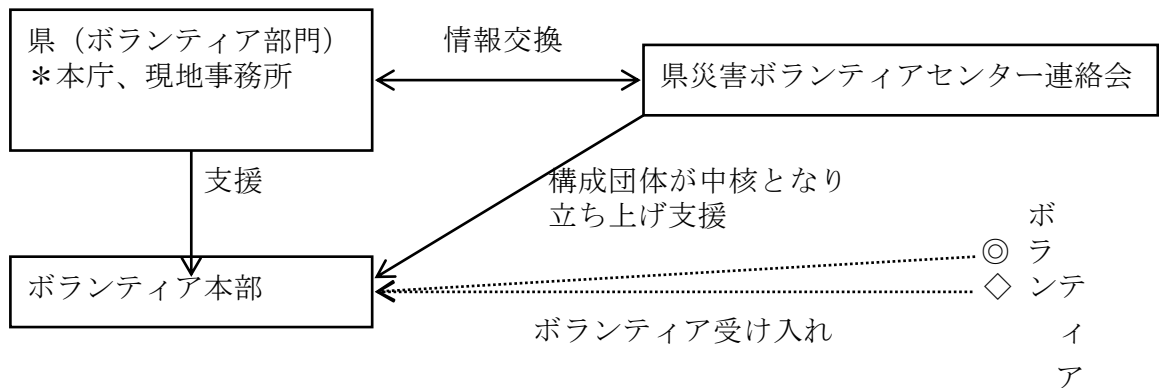


⑥ ボランティア活動の支援

県は、油流出発生直後から、県災害ボランティアセンター連絡会と連絡を密にし、ボランティア本部の立ち上げを支援する。

また、県本庁および現地事務所にボランティアとの連絡調整窓口を設け、ボランティア本部の運営の支援等を行う。万一の災害に備えるため、ボランティア本部を通じて活動するボランティアについてはボランティア保険に加入することを促し、その費用は県が負担する。

【一般ボランティアとの連携概念図】



⑦ 医療救護活動

除去作業者の安全・健康の保持を図るため、県は市町に対し医療救護体制を促すとともに、市町から要請があった場合、または必要があると認めた場合は負傷者の手当、医師等の確保、救護所の設置ならびに医薬品等の手配・分別等必要な措置を講ずる。

また、傷病者の発生状況について情報収集に努めるとともに、関係機関の協力要請の連絡調整を行う。

⑧ 沿岸部での除去活動情報の収集・伝達

沿岸部での除去活動に関する情報を共有化するため、県は県現地事務所を通じて関係市町および管轄（管理）区域を持つ防災関係機関から沿岸部での除去活動情報報告様式により情報を集約する。

集約した情報は、県が敦賀海上保安部と連携して防災関係機関等へ迅速かつ的確に伝達する。伝達に当たっては、沿岸部での除去活動実施状況伝達様式によるものとし、定期的に（伝達間隔についてはその都度定める。）原則としてFAXで伝達する。

→報道発表：県（広報・文書管理部門）

*伝達系統は、油流出発生伝達系統図と同じ。

(2) 県現地事務所の活動

県現地事務所は、以下の活動を行う。

- ① 県本庁と市町間の連絡調整
- ② 市町単位で行う除去活動の支援

- ③ 管轄区域（漁港、港湾等）の除去活動
- ④ ボランティア活動の支援調整（県本庁とボランティア本部の調整）

(3) 市町の活動

市町は、沿岸部除去方針を踏まえ、市町が管内の消防機関、警察署、漁業協同組合、地元住民代表、ボランティア本部、自衛隊の災害派遣部隊等と共同で以下の活動を展開する。

- 沿岸部の監視
- 沿岸部での除去活動の実施
- 回収油の一時集積場所への貯留
- 沿岸部での除去活動情報の収集および県への伝達

各防災関係機関の連絡調整を円滑に進めるため、市町においてもこれらの機関で構成する連絡会議を設置する。

防除資機材については、手袋、作業着、ひしゃく等の消耗品は市町の備蓄品または市町内での調達で対応し、不足するものについては沿岸部での除去活動情報報告様式で県へ要請する。

なお、ボランティアの受け入れや活動の調整については、県災害ボランティアセンター連絡会が中核となるボランティア本部を設置することで対応する。ボランティア本部の設備等の整備や車両の借り上げ等の活動に関わる費用については、「福井県災害ボランティア活動基金」を活用する。市町は、ボランティア本部の円滑な運営のための支援を行う。

(4) 管轄（管理）区域を持つ機関の活動

管轄（管理）区域を持つ機関は、沿岸部除去方針を踏まえ、以下の活動を展開する。

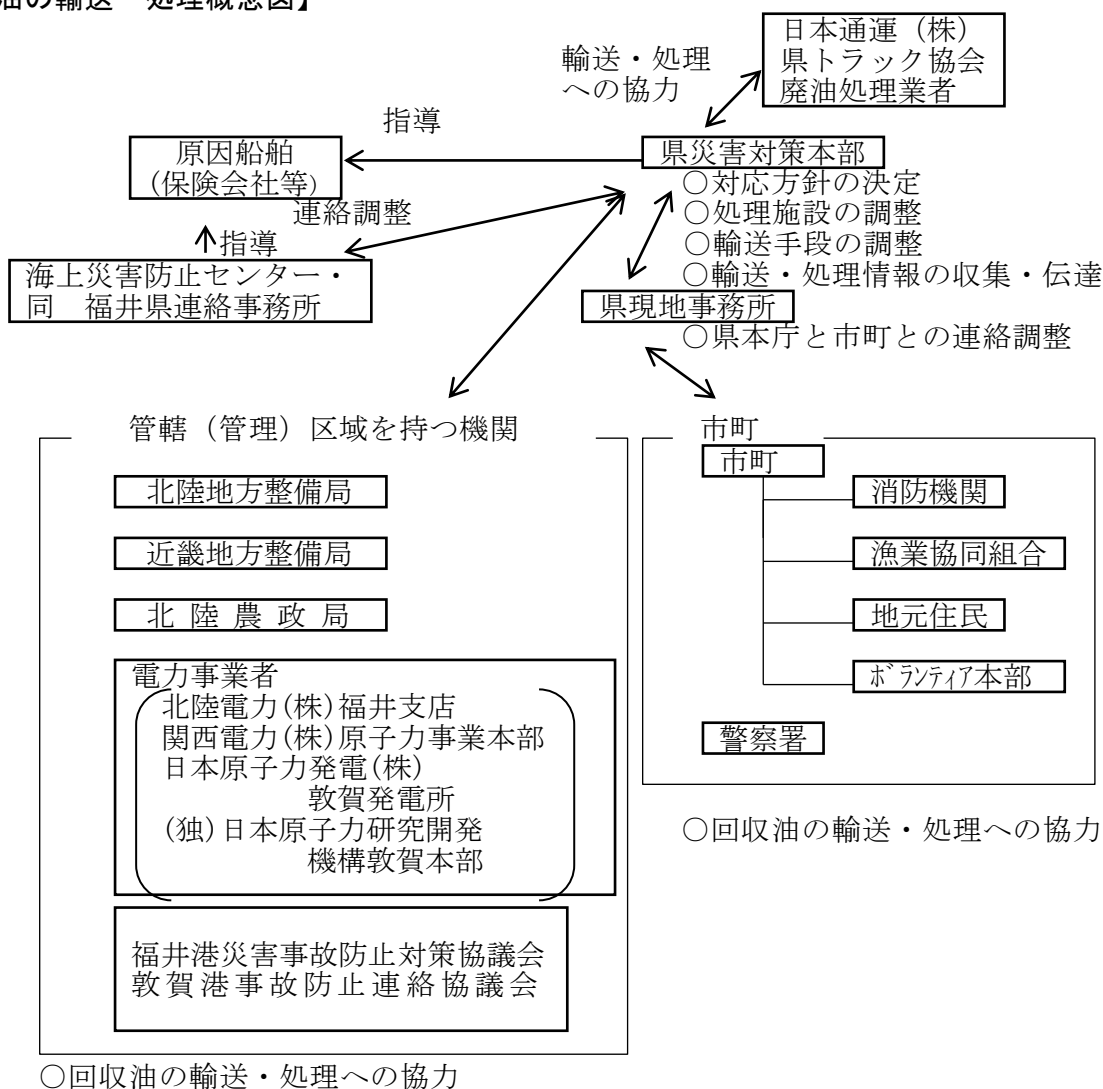
- 沿岸部の監視
- 沿岸部での除去活動の実施
- 回収油の一時集積場所への貯留
- 沿岸部での除去活動情報の収集および県への伝達

第5 回収油の輸送・処理

海洋および沿岸部で回収された油については、船舶所有者が運送活動に伴い排出した産業廃棄物として取り扱う。したがって、当該回収油等の収集運搬および処分に当たっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）に基づく廃棄物処理基準にしたがい適正に処理しなければならない。

上記を踏まえ、一時集積場所に貯留された回収油の輸送・処理の円滑化を図るため、県は県外の処分場との十分な協力体制を取りながら対応方針を定め、流出油の現状および除去方針（沿岸部）とあわせて防災関係機関に伝達する。対応方針に基づき、防災関係機関が協力して防除措置義務者の行う回収油の輸送・処理の円滑化を図る。

【回収油の輸送・処理概念図】



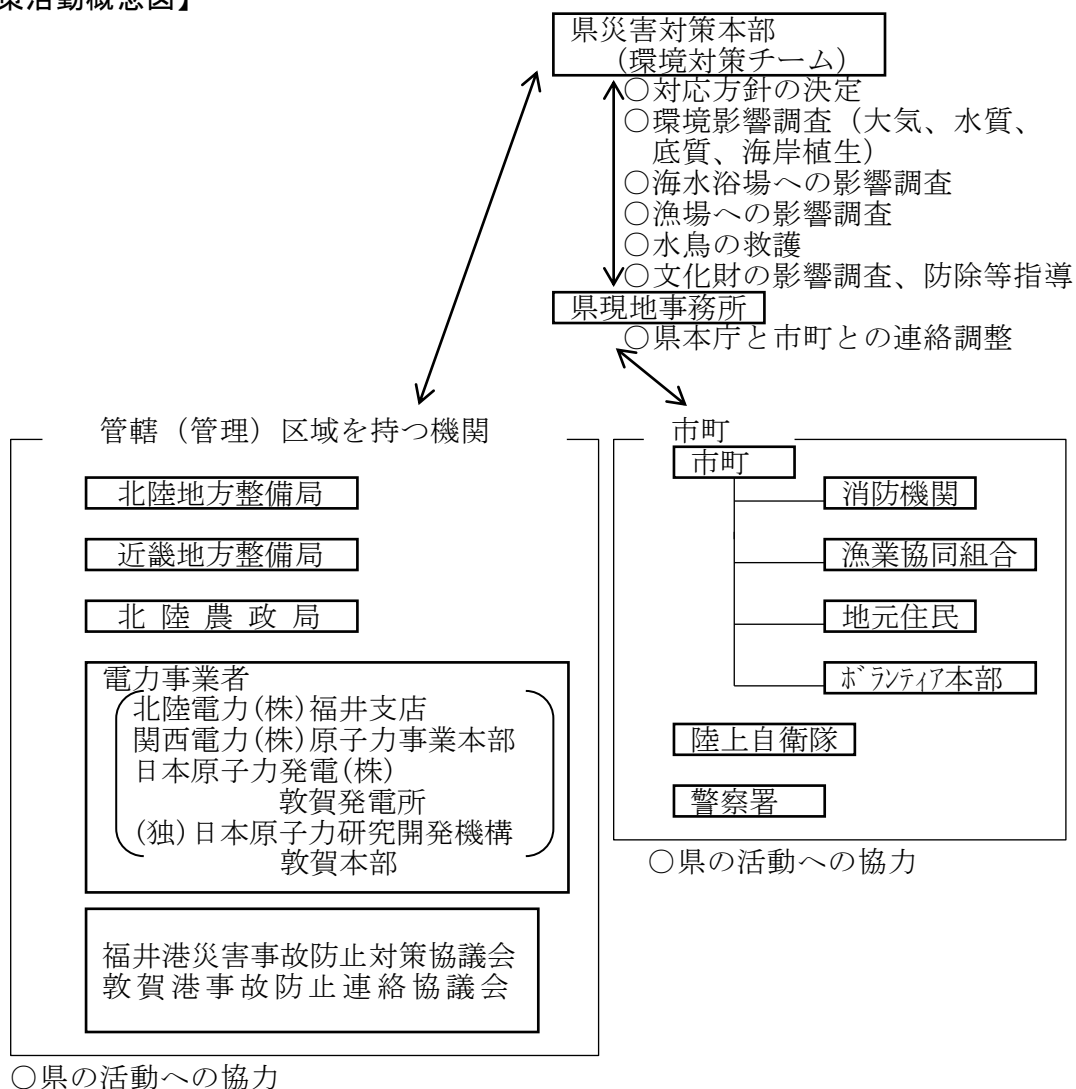
第6 環境対策

流出油による生態系、漁場、海水浴場等への影響が最小限に食い止められるよう、県は初期評価の段階から試験研究機関を含む環境対策チームを編成し、環境に対する対応方針を決定し、この対応方針に基づき防災関係機関が連携して環境対策を実施する。

また、住民、ボランティア等の除去活動従事者に対する健康調査を実施する。

史跡名勝天然記念物については文化財部門が現況調査を実施し、市町等の文化財管理団体に対し防除措置の指導を行う。防除活動のため現状を変更せざるを得ない場合は、速やかに許可手続きを実施する。

【環境対策活動概念図】



(1) 環境影響調査の実施

① 関係部局間の連携

油流出事故が発生した場合、環境部局、保健部局、水産部局などにおいて環境影響調査について協議し、必要に応じて庁内の関係課・試験研究機関で環境保全対策チームを組織する。関係課・試験研究機関（または環境保全対策チーム）は、油の浮遊海域および漂着海岸周辺において、必要な環境影響調査を迅速に実施する。

なお、調査に当たっては、関係課・試験研究機関間の連携・協力はもとより、関係省庁と調整を図りながら実施する。

【環境保全対策チームの構成課・試験研究機関および主な調査項目】

構成課・試験研究機関		調査項目
健康福祉部 エネルギー環境部	健康政策課 衛生環境研究センター	住民・ボランティアの健康調査
	環境政策課 衛生環境研究センター	大気中の炭化水素、油成分等の調査 水質・底質中の油分、油処理剤等の調査
	循環社会推進課 衛生環境研究センター	回収油の処理状況
	自然環境課 自然保護センター	海岸植生の被害状況および生育影響調査 海鳥の被害状況
農林水産部	水産課 水産試験場	水産生物の被害状況および生育影響調査

② 専門家等の助言

環境保全対策チームを組織した場合、必要に応じて海洋環境、植生、水産などの専門家で構成するアドバイザー会議を設置し、助言・指導を得る。

【アドバイザー会議の検討事項】

- 環境影響調査計画
- 環境影響調査結果の評価
- 油処理剤やバイオレメディエーションなどの油防除技術に係わる環境影響

③ 情報の提供

環境関連情報や環境影響調査の結果については、報道機関、インターネットなどを通じて、速やかな公表に努める。

(2) 水鳥の救護

県は、油流出事故発生の初期段階から、水鳥救護マニュアルに基づき、県獣医師会、日本野鳥の会県支部等の関係機関と連携し、油汚染水鳥の保護収容、搬送、洗浄、治療、リハビリテーションおよび放鳥までの救護活動を実施する。

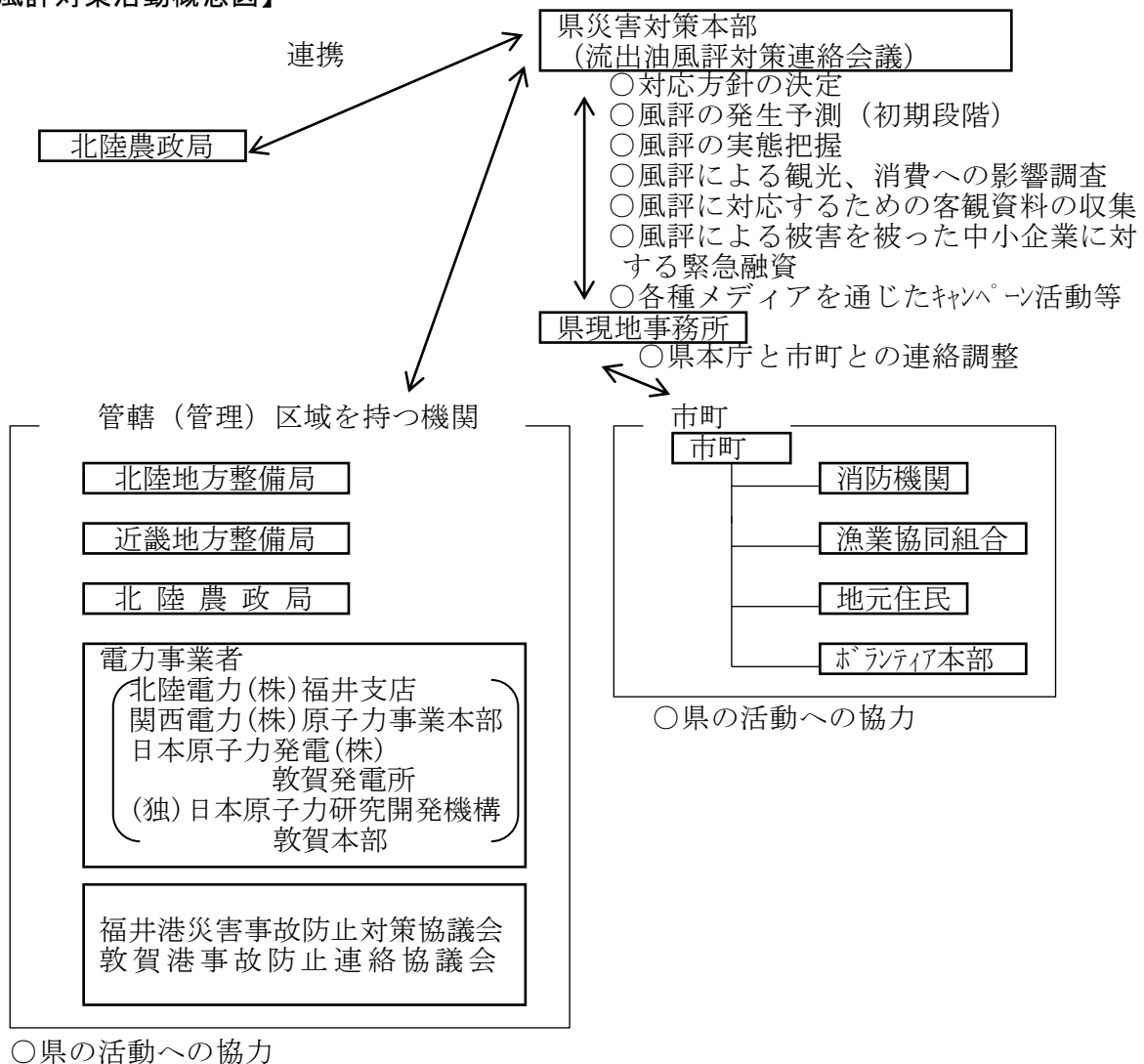
第7 風評対策

油流出に起因する風評による観光客離れ、魚介類等水産物の消費者離れ等を防止するため、県は初期評価の段階から漁業、観光、広告関係者等の協力を得て流出油風評対策連絡会議を設置し、対策の方針を決定する。

対応方針に基づき関係機関が協力して迅速かつ的確に風評対策活動を実施する。

- ・風評の発生予測（初期段階）
- ・風評の実態把握
- ・風評による観光、消費への影響調査
- ・風評に対応するための客観資料の収集
- ・風評による被害を被った中小企業に対する緊急融資
- ・各種メディアを通じたキャンペーン活動等

【風評対策活動概念図】



第8 補償対策

県、関係機関は以下により、すみやかに補償対策を講じる。

(1) 県における対応

① 補償対策体制の部門の設置

補償対策を円滑に進めるため、専任組織（補償対策部門）を設置し、国、自治体、各種団体、海事鑑定人、P & I 保険、国際油濁補償基金代理人等補償関係者からの情報の収集に努めるとともに、主に以下の事項について検討を行う。

ア 補償制度の把握

被害者に対する補償にあたり適用される制度についての把握であり、補償対策上極めて重要である。

イ 油の防除等に係る経費および被害発生状況の把握

災害の規模等災害の全体像の経費面からの把握であるとともに、補償請求および予算措置の前提となるものである。

ウ 経費等の負担主体の決定と経費、被害の分類

補償請求主体を明らかにするとともに、経費の分析を行うものである。

エ 予算措置・支払い方法等の検討

災害対策等に要する経費の財源を確保し支払いの円滑化を図るものである。

オ 経費・被害の補償請求方針の検討

補償請求にあたり具体的行動指針となるものである。

② 弁護士の委任

補償交渉は示談など法的手続きを前提としており、補償請求の相手方である国際油濁補償基金の代理人は制度に精通した弁護士であることなどから、発生した経費、被害額が多額に上り、また請求内容が多岐にわたるか請求内容に争点が予想される場合など必要と認められる場合には弁護士（海事専門）の選任について検討を行う。

③ 補償に関する情報の収集・交換および関係機関との連絡調整

県および関係機関は補償対策について情報の収集・交換および相互に連絡・連携するとともに、随時以下の会議を開催する。

必要な場合は海事鑑定人、国際油濁補償基金代理人および委任弁護士の同席を求める。

ア 関係府県補償対策会議

- ・補償に関する情報の交換
- ・補償請求の請求方針等の確認
- ・国、基金等関係機関への要望に関する協力体制の確立

イ 市町補償対策会議

- ・補償に関する情報の交換
- ・経費負担の確認
- ・請求方針の確認

- ・請求実務の確認
- ウ 関係団体連絡会議
- ・補償に関する情報の交換
 - ・経費負担についての確認

上記①～③の活動結果をもとに具体的な作業に着手し、補償請求を行う。

また状況に応じて国際油濁補償基金等に対し早期の支払い等について要請を行うとともに、国に対して、必要な措置を講じることを要望する。

このほか、県、関係機関は補償交渉の進捗等について随時情報交換を行うとともに、①の組織を中心として後日の補償交渉に備える。

(2) 関係機関における対応

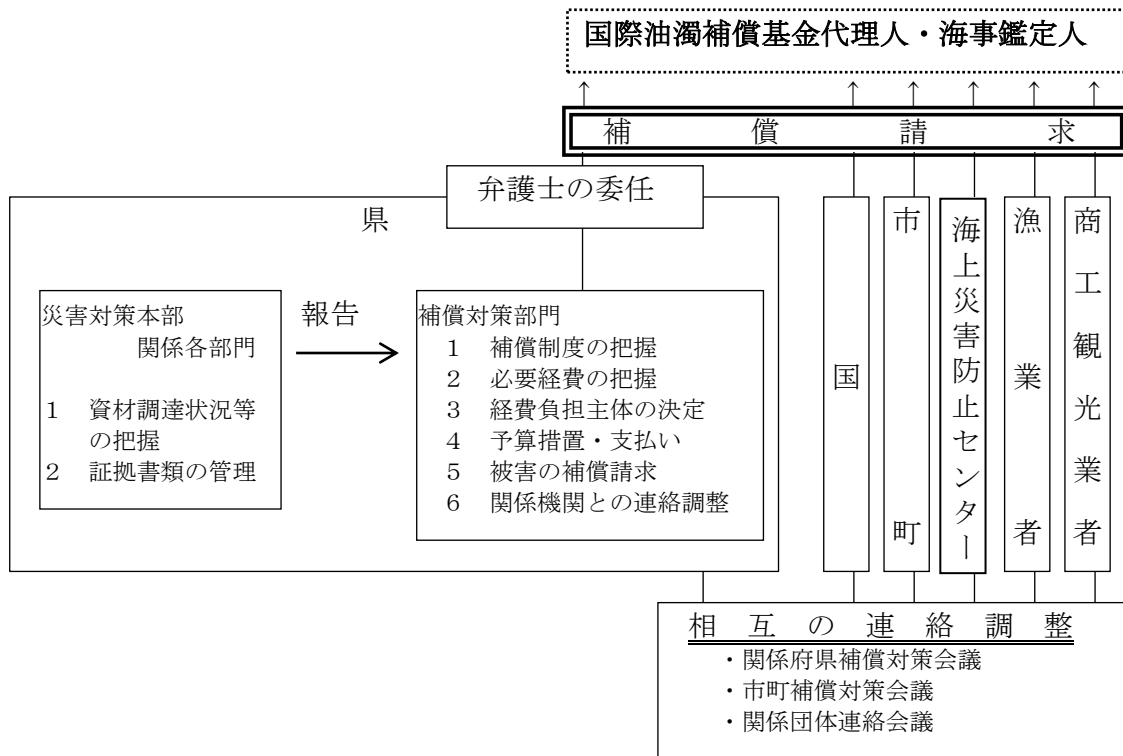
補償に関する情報の収集に努めるとともに、補償請求に備え作業内容や経理の把握、写真等の証拠書類の整備を行う。

原則として経費負担主体および被害の発生主体が補償請求の主体となることから、各関係機関において経費・被害の取りまとめを行い補償請求を行う。

必要な場合には海事鑑定人等に対し説明会の開催等を求める。

また、補償の早期実現のため可能な限り早期の請求に努める。

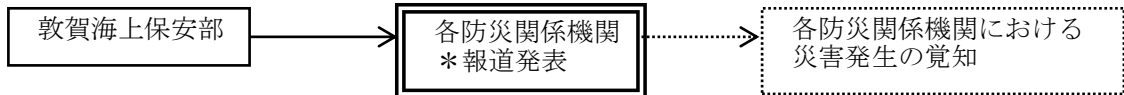
【補償対策関連図】



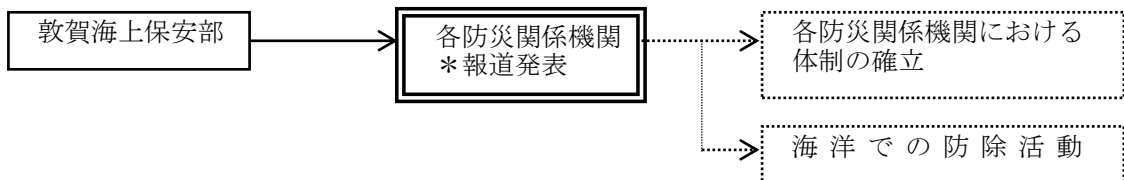
第4節 情報の種類と対応の流れ

「第3節 各活動プロセスにおける対応」を、そこで規定した各種情報を発信する機関、情報を受け取る機関、受け取った情報によってとられる対応の観点から読み替えると次のとおりである。

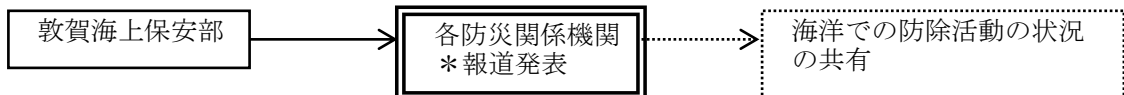
1 油流出発生伝達様式（第3節第1）



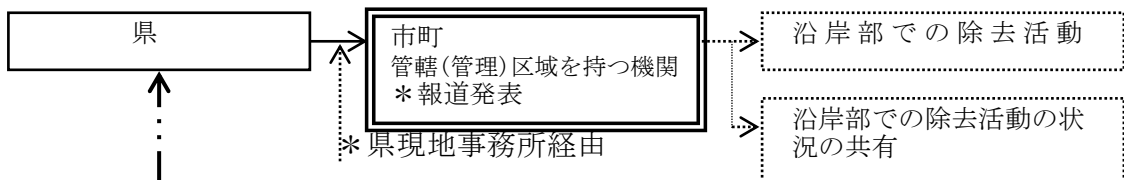
2 流出油の現状及び防除方針（海洋）伝達様式（第3節第2）



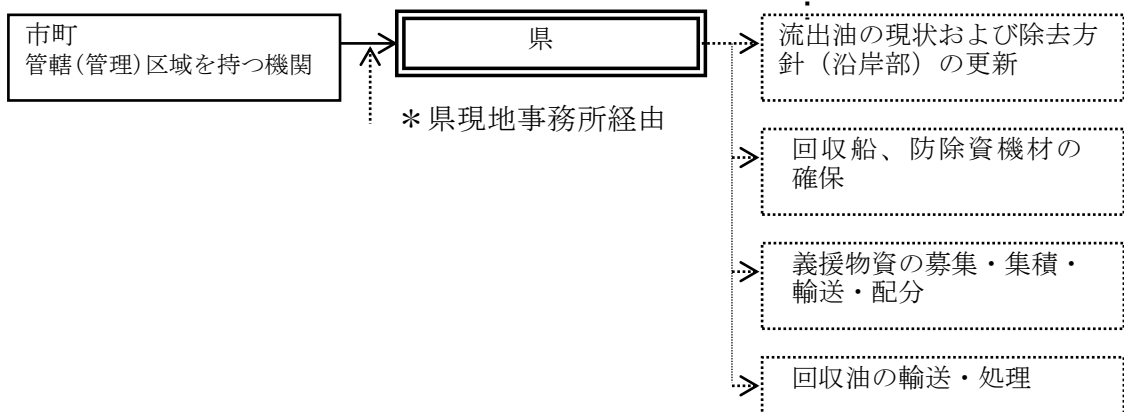
3 海洋での防除活動実施情報報告様式（第3節第3）



4 流出油の現状および除去方針（沿岸部）伝達様式（第3節第4）



5 沿岸部での除去活動情報報告様式（第3節第4）



- (注) 1 : 情報を発信する機関
 2 : 情報を受け取る機関
 3 : 受け取った情報によってとられる対応

第 4 章 災害復旧計画

4章 災害復旧計画

第1節 被害回復活動の推進体制の確立

油流出による各種被害からの回復を推進するため、県は庁内の関係部局で構成される「流出油被害回復推進会議」を設置し、総合的に回復を推進する。市町においても同様の体制を確立し、県等と連携して被害回復を推進する。

第2節 被災事業者、住民の復旧支援

流出油により直接、間接に被害を被った漁業者、水産関係団体、観光業者、住民等の回復を支援するため、県および防災関係機関は以下の対応をとる。

第1 相談センターの設置

被災事業者および住民が回復についての相談を気軽にできるよう、県および関係市町は相談センターを設ける。運営にあたっては、北陸農政局、近畿経済産業局等の防災関係機関が協力する。

第2 金融措置の実施

県は、被災事業者に対して当該災害で適用される資金融資制度（融資条件等）を防災関係機関から把握し、関係団体を通じるなどして被災事業者にきめ細かく情報提供を行う。

また、必要に応じて租税の徴収猶予および減免措置を実施する。

第3節 被災公共施設等の復旧

被災した漁港施設、港湾施設、海岸施設、農地、潮害防備林等については、各々所管する防災関係機関が環境面に十分配慮しながら迅速に復旧するよう努める。

第4節 原因船舶の除去

県および敦賀海上保安部は、原因船舶の防除実施責任者に対して原因船舶の迅速かつ的確な除去等現状の回復措置を指導する。

第5節 事後の監視活動

県および市町は、防災関係機関と連携の上、除去活動終了後も必要な期間、パトロール、環境影響調査等の活動を実施する。特に、流出油による沿岸域の生態系等環境への影響は長期に及ぶ場合があり、水質、底質、水産生物・野生生物等への影響の調査を段階的・継続的に実施し、必要な場合、適切な措置を講じる。